

衆議院環境委員会議録第六号

(二〇三)

平成四年四月二十一日(火曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 小杉 隆君

理事 青木 正久君 理事 塩谷 立君

理事 鈴木 恒夫君 理事 高橋 一郎君

理事 細田 博之君 理事 齊藤 一雄君

理事 馬場 昇君 理事 齊藤 節君

理事 逢沢 一郎君 理事 白井日出男君

理事 小澤 潔君 理事 北村 直人君

理事 武村 正義君 理事 戸井田三郎君

理事 谷津 義男君 理事 岩垂喜男君

理事 岡崎トミ子君 理事 五島 正規君

理事 時崎 雄司君 理事 長谷百合子君

理事 東 順治君 理事 寺前 巖君

理事 中井 治君

出席國務大臣

國務大臣 中村正三郎君

出席政府委員

環境庁長官官房 森 仁美君

環境庁企画調整 八木橋博夫君

環境庁自然保護 伊藤 卓雄君

環境庁水質保全 眞鍋 武紀君

委員外の出席者

外務省国際連合 隈丸 優次君

局社会協力課長 遠山 耕平君

文部大臣官房審 工藤 智規君

議官 文部省高等教育 吉澤富士夫君

局大学課長

文化庁文化財保 護部記念物課長

林野庁業務部経 営企画課長 弘中 義夫君

水産庁漁政部企 画課長 小峯 正君

通商産業省貿易 局輸入課長 鷺坂 正君

通商産業省生活 産業局文化用品 課長 島田 豊彦君

建設省建設経済 局調整課長 澤井 英一君

環境委員会調査 室長 西川 義昌君

委員の異動

四月二十一日

辞任

増岡 博之君

秋葉 忠利君

塚本 三郎君

同日

辞任

逢沢 一郎君

五島 正規君

中井 治君

補欠選任

逢沢 一郎君

五島 正規君

中井 治君

補欠選任

増岡 博之君

秋葉 忠利君

塚本 三郎君

四月十日

水俣病問題徹底、完全解決のための国による患

者との和解協議即時開始の国会による促進に関

する請願(江田五月君紹介)(第一一五七号)

水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願

(田中昭一君紹介)(第一一八五号)

同月十三日

博多湾の環境保全に関する請願(橋崎弥之助君

紹介)(第一四〇四号)

水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願

(田中昭一君紹介)(第一四五〇号)

同月十六日

水俣病被害者の早期、抜本的救済に関する請願

(田中昭一君紹介)(第一六四七号)

博多湾の環境保全に関する請願(土井たか子君

紹介)(第一六四八号)

同(三浦久君紹介)(第一七四七号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関

する法律案(内閣提出第八一五号)

○小杉委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、絶滅のおそれのある野生動植物の種

の保存に関する法律案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。馬場昇君。

○馬場委員 まず大臣にお尋ねしたいと思いま

す。が、こしはアースイヤー92と言われて、地球環

境に非常に関心が高まっておるわけでございま

し、環境庁の果たす役割というのは非常に大き

いと思えます。こういうときに大臣になられて大

変苦勞が多いと思えますけれども、また非常にや

りがいがあるのではないかと感じております。

特にこしは国際的な会議を含めて、三月に京

都でワシントン条約の第八回締約国会議があ

つて、これは大臣も出席されたのではないと思

いますけれども、それが三月にございました。そ

れから四月十二日、これは報道機関では地球環境

人会議、民間の方々、NGOなんかを中心にそ

ういふ会議を持たれたわけでございまして、また

十五日からは地球環境の賢人会議が持たれたわ

でございます。そして、いよいよ六月には環境と

開発に関する国連会議、地球サミットが開かれ

るわけでございまして、聞くところによりますと、

NGOを含めて四万人ぐらいの人が集まるのでは

ないか、大変な会議が行われる予定になってお

るわけでございまして。さらに来年は、この前私た

ちも環境委員会で調査に行つたのですけれども、銅

路でラムサール条約の締約国会議が開かれる。こ

ういうぐあいに、メジロ押しに地球環境問題の国

際的な会議も開かれるわけでございまして。

いろいろ言われておるわけですが、地球

がこのまま行きますと、二十一世紀になつたとき

には地球上の生物種が四分の一ぐらい絶滅するの

ではなからうか、こういうぐあいに言われてお

るわけでございまして、今生きています私たちはこ

の種の根絶を防止して生態系のバランスを維持

し、人と野生生物が共存する自然環境を守つて二

十一世紀に移行する、それを引き継いでいかな

ければならない、こういう任務を私達は持つてお

るのではないかと、こういうふうに思っています。

そこで、提案されているこの法律案ですが、種

及び種の生態系そのものの保護、保存をねらいと

しておる点、これは我が国では初めての総合的

体系的な野生動植物の保護法じやなからうかと私

は思つてございまして。この我が国で初めての

総合的な野生動植物の保護というものを提案され

ておるわけでございまして、これを提案するに当

たりまして、提案理由はお聞きしたわけでござ

いますけれども、大臣の所信というものをまず

承つてから質疑に入りたいと思つております。

○中村國務大臣 委員御指摘のとおり、こし

のUNCEDサミットも控へまして世界的に環境

に関する関心が高まらして、それが、従来のよ

うに関心を示さなければならぬというだけでは

なくて、いろいろな行動に移して、世界として将

来の地球の環境保全のために合意をなしていこうという時代に入っていました。

そういうところで、今委員御指摘のとおり、我が国としても初めてこの絶滅のおそれのある野生動物種の保存というところで法律を提出させていただいたわけでございますけれども、地球環境問題の一つとして、また我が国の自然環境保全の観点からも、極めて重要なことであると思っております。私も地球の上に生存する種の一つの人類でありますから、その我々の住んでいる地球上の種を守ろうという全く新しい観点から、初めての法律を提出させていただいた。こういうことを提出させていただき、御議論いただけた時代になつてきたのだと感じておりまして、この保存を図る体系的な制度を整備していこうということで御提出させていただきました。どうか御審議をいただき、いろいろな御意見をいただきたいと思っております。

○馬場委員 まず、この法律案の内容に入ります前に、この地球環境をめぐる国際状況について、大臣の認識をお伺いしておきたいと思っております。

つい先日、四月十七日に地球環境賢人会議が「地球環境と開発のための資金に関する東京宣言」というのを発表されたわけでございます。これは幾つか項目があるわけですが、環境保全に役立つ特別な税、課徴金の検討ということが出ておるようでございますし、さらに、先進国のODAをGNPの〇・七％に引き上げるといふことも出ておるようでございます。それから、途上国の援助資金は年間千二百五十億ドルが妥当だ。こういうことなど五項目ぐらゐから東京宣言は成つておるようでございますが、その中に、日本に対して、「我々は、日本に対し、地球サミットにおいて他の先進諸国とともに、そのリーダーシップを発揮するよう訴える」という項目も、東京で開かれたからだけではないと思ひますけれども、日本に期待するところも大きいということが東京宣言に出ておるわけでございます。

大臣、この宣言を見ても、そして日本の現在置かれておる地位から見ても、地球環境は日本の国際貢献に最もふさわしい分野だと私は思ふわけでございまして、この宣言にも日本がそういうリーダーシップを発揮しろというぐあいに訴えてあるわけでございまして、地球環境を担当されておる大臣として、この東京宣言について、これが発表されたということについての御感想をまず聞い

ておきたいと思ひます。

○中村国務大臣 委員御せのとおり、地球環境問題は、日本が果たすべき国際的な協力、貢献の中で最もふさわしい一つのものであるというふうに認識しております。

過去、日本は大変な工業発展を遂げ、その中で、馬場委員がいつも御注目されておられる水俣とか、過酷な環境公害を経験してまいりました。そして、その中で大変な苦勞を重ねて対策をしてまいりまして、今まだ国内ではやらなければならぬことが多くあるわけでありますが、水俣病もそうございまして、世界から見ますと、ある程度技術的にいろいろなことを経験し、解決もしてきた国であるというふうに見られております。そういう面でも、一つの経験をもつて世界に貢献できる。それから、世界の経済が非常に困難している中で、日本も同じように困難をし、今政府としては経済対策をやっているわけでございまして、世界、世界の工業国、経済国として大きなものになってきた、そういう地位を踏まえてふさわしい国際貢献をしなければならぬという中でも、日本がなすべき国際貢献の大変重要な一つであろうと思ひます。

そういう中で、リーダーシップということですが、今度請われて、これは非常に個人的に参加する会議でありますけれども、賢人会議が日本で開催された。これはストロングさんの要請に基づいて、ホスト役を竹下元総理、海部前総理、そして平岩経団連会長が引き受けられた。こういう会議が開かれたことも一つのリーダーシップであり、国際貢献の一つではないかと思ひているわけであ

ります。

その中でいろいろなことが、委員述べられましたように採択され、東京宣言ということになっていくわけでありまして、世界の政治経済分野のリーダーの方たちが集まって、これは環境問題の大切さをこれまでと異なつた新しい対策の必要性というのを含めて大きく訴えられた宣言になつていく、これまた大変大きな意義があると思ひます。

それから、資金の問題というのは困難な問題でありますけれども、先進国、途上国の壁を越えて一つの文章に一応まとめて、とかく政府間の交渉を準備でやっておりますという意見が飛び出すのですが、一つの方向性を出してくれたいということ、画期的であるというふうに考えております。このほか、自然と共生するという我が国の哲学、こういったものを世界の賢人のコンセンサスを得て訴えることができた。また、NGOなども市民の草の根的な支持と参加が必要ということも訴えた。内容はおおむね中庸を得ておりますし、今後の国際的コンセンサスのあり方を誘導するといふ意味で、大変に有意義なものであったと思ひます。

環境庁といたしましてこれを真剣に受けとめ、検討して、地球サミットに対する対応や今後の施策に当たりまして、貴重な参考として活用していくべきものと考えております。

○馬場委員 私もこの東京宣言を読んでみたわけですが、これはお金のことを話す賢人会議だったのかもしれませんけれども、環境を守る具

いかなきやならぬ問題だと思ひます。

そこで、具体的に提出するものについて質問いたしますと、環境税の問題です。石炭や石油、天然ガスなどCO₂発生源に排出量に応じて課税する炭素税なんか言われておるわけですが、この環境税について、現在環境庁とかあるいは大蔵省とか、この会議があつたからということではなしに、その前から検討されておると思うのでなければ、環境税について、今環境庁や大蔵省、話し合

いながらどういふ検討をなさつておりますか。

○中村国務大臣 確かに御せのとおり、この東京宣言では、具体的な対策についてはいろいろないないわけでありまして。委員御指摘のとおり、どういふことをやる必要があるんだ、それにはどういふ資金が必要なんだ、それをどうやって集めよう、どうやって渡していこうという枠組みをつくつて、それではその資金をどういふふう調達していくんだというふうにいふべきことであらうと思ひます。

その中の一つの方策として、確かに環境税のこととがその中にも述べられておりますし、環境庁でもかねがね研究会を置いて検討しておりますし、いろいろなお役所でもやっておられると思ひます。しかしながら、この税の問題というのは国民のコンセンサスが得られなければならないということ、それから我々も税制を随分つくつてきた、私個人としても経験してきたのですが、なかなかそう簡単に環境だ、それじゃ税でいいだろうというふうにはいかない御議論があるかと思ひます。

ですが、私といたしましては、今ECDとかOECDでも検討しているようですが、炭素の発生に課税してその消費を抑制して、出てきた成果を環境対策に使うというのは一つの筋の通つた考え方だと思ひます。しかし、これに持つていくまでにはまだまだいろいろな御議論があるかと思ひております。

○馬場委員 これは事務方でも結構ですけれども、現在、その研究会を昨年つくつておられるよ

うですが、これは環境税研究会というのですか、つくって大蔵省なんかとも打ち合わせておられるようでありますが、この研究会はどういう内容をいつごろまでに結論を出そうという段取りで研究しているのですか。

○八木橋政府委員 ただいま先生御指摘になりました環境税における環境庁としての研究でございますが、これは、一つは確かに税とかそういうものをやりますと歳入面というものが生ずることは事実でございますけれども、環境庁における検討は、そういった財源調達の仕組みということに重きを置くよりは、むしろ環境に対する汚染行為を削減するために経済的手段というものがやはり有効な手段ではなからうか、そういうような関心から、この環境税研究会というものを昨年の年末から勉強し始めたところでございます。これは主として財政学者、経済学者を中心として議論に加わっております、また随時大蔵省の職員もこの研究会には加わっております。

この研究会におきましては、北欧諸国で現実に環境税なるもの、炭素税を中心としたもの、また排水に対する課税、またプラスチック等の廃棄物に対する課税、いろいろございしますが、そういうものをどういった視点から導入し、それがどういふふうになつていくかというふうなことで、また、先ほど大臣からお答えいたしましたOECD諸国における検討状況というものをにらみながら、まずは原理的な側面、それから事実関係がどうなつていくかということとをレビューをしながら調査をしていくことになっております。

これからこの研究会がどういふふうになるかというふうなことにつきましては、まだ議論の進展中でございまして、確たる見通しについてお話し申し上げる段階には至っておりませんが、私どもは、とりあえずはそういう事実に関する調査、それから理論面でどういふふうに考えていくべきかということを中心として、今研究を行っているところでございます。

○馬場委員 検討中だそうですが、大臣にお願い

しておきたいわけですが、こういう環境税とか炭素税というのは環境保全のどこに使うのか、この使途を明らかにしなければいけないのじゃないか。それから、どういふ取り方をするのか、こういうことを明らかにして、いわば環境税といつて第二消費税みたいな格好になって広く薄く取つちやうと、そして後はまたそれをばらまくというのじやなしに、やはり使途を明らかにしながら、それに見合った取り方をすると、そういうことを慎重にやるべきで、何か税金を余計に取ろう、第二消費税、こういうような格好になつちやならぬと私は思うのです。

大臣、これは今検討させておられますけれども、基本理念はそういうことであらねばならぬと思うのですが、どうですか。

○中村国務大臣 前提として、先ほどお話ししましたように、いろいろ御議論がありまして、まだ白紙であります。そして税の問題は、私非常につたない経験でありますけれども、消費税とかいろいろ担当して経験してまいりました。大変な国民の御意見ということがあつて御議論があらうかと思ひます。そしてやはり環境問題は、国民全体ひとしく一人一人の国民に関係することだ、被害者であり加害者であるという立場に立てば、消費税のようなものではないかというののも一つの考え方ということがあるのも事実だと思ひます。また、委員御指摘のように発生抑制的な、例えば炭素にかけるとか、それを目的税として使うのも、さつき申し上げたように一つの筋の通つた考え方かなと私個人は思つております。

ただ、私は凡人でありますから、簡単に考えてそれは抑制して、それからいただいた成果を思ふのですが、その中には、ある目的税というものを話したことがあるのですが、目的税として入つてくると、入つてきたものを全部使わなきゃいけない、目的的に、というふうなことで財政が放漫にならうというふうなことで考えなきゃいけないという面もある。ですから、一般会計に入れて一般

会計の中で支出というものはまた考えていこうという考え方もあるようでありまして、凡人といひましては、今ECが考えているような一つの排出抑制に使つてそれを対策に使えたら、ところが、実はこの前プラントラントさんが来られたときに伺つたのですが、あそこでもやはり炭素税は一般会計に入つていふんだそうです。そういう処理をしているというところであります。ですから、今企画調整局長が答弁したように、ちよつと研究の中でも、いわゆるそういうものの排出、環境に対する害を抑えようという意味の税金という面もある。ただ、私個人としては、何遍も繰り返して恐縮でありますけれども、凡人としてはやはり委員の御指摘のような目的税的な考え方があるのかと思つておりますが、これはまだ個人的な考えでございます。

○馬場委員 少なくとも、歳入が少くないのだ、第二消費税みたいなにしてお金をたくさん集めて、そして果たしてそれを環境保全に使うかどうかかわからぬ、環境税をそういうような税金にしてはならぬ。

それとともに、また環境税そのものが是か否かということもあるのじやないかと私は思ひますし、東京宣言でもこういうことを書いてありますね。年間六千億ドルと計算された地球環境資金に、一兆ドルの軍事費との関連で見れば控えめな数字だ、こういうぐあいに書いてあるのです。今世界は御承知のとおり軍縮の潮流が激しく流れて、どこでも軍縮をやつていふわけでございますから、軍備を縮小して、一兆ドルと言われているものを縮小して、それを環境保全に回す、そうすると十分金は出てくるし、地球環境は守れる。実際この間賢人会議でも、カーターさんなんかもそういう軍事費の削減ということは発言されておるようでございますし、宣言にも載つておるわけでございまして、やはり地球を破壊する軍事費を削減して環境保全に回す、そういう大きな潮流というものをつくり上げるべきだ、日本もそうすべきだと私は思ふのですが、これは長官、どう

ですか。

○中村国務大臣 確かに冷戦構造の終わりということ、ソ連がロシアといふふうになつてくると、そしてアメリカと共存していくのだというふうな大変大きな国際的な変化の中で、一つの方向としてはやはり軍事費は減つていくのかなという気はいたしまして、さばりながら、これも私が答えるべきことではないかと思ひますけれども、お許しをいただければ、世界各地で紛争が起つていふわけでありまして、そういうところの兼ね合いをどう見るかということだと思ひますけれども、やはり方向としては委員のおっしゃるような方向かなと思つております。

○馬場委員 環境庁長官は、辞令か何かに地球環境担当大臣ですとね。そういう場合、今の軍事費を削減して地球環境に回せ、これは環境庁長官、地球環境担当大臣が一番先に言わなければならぬ問題です。ちよつと生臭い話になりますが、今PKO法案が参議院で議論されておるわけですから、今日本が国際貢献をして国際的に名譽ある地位を持つというふうなことは、私は、自衛隊なんか派遣するよりも環境保全のリーダーシップを日本がとる、これが最大の国際貢献ではないか、国際的に名譽ある地位を占める行動じやないか、こういうぐあいに思ふのです。

地球環境担当大臣は、国際貢献の第一は地球環境保全だ、このリーダーシップをとることだ、そういう覚悟でひとつ閣議なんかでも項張つてもらいたいと思ひますが、どうですか。

○中村国務大臣 先ほどから御答弁さしていただいておりますように、国際的に御協力をする、貢献するといふ中で、地球環境問題は我が国が貢献すべき、最もふさわしいものの一つだと思つております。しかし、多様な世界の中で、やはりPKO等による国際的な貢献も、私は自民党でありますから、今は環境庁長官をやらしていただいておりますが、私は必要だと思つております。

○馬場委員 今環境庁長官の上に地球環境担当大

臣だということで質問しておるわけですから、自民党のことを言わぬでもいいのですよ。だから地球環境担当大臣は、これはもうあなたが言わなければ、PKOよりも地球環境にリーダースhipをとるんだ、あなたが言わなければ言う人はいないと思うのです、地球環境担当大臣だから、あなたを差し置いて言う人はいないと思いますから。そういうことを覚悟でやってくださいということをはっきりと要望しておきたいと思います。

そこで、今度は法律と関係したところに入っていくわけですが、UNCEDで気候変動枠組み条約、地球温暖化防止条約とも言われていますが、これと生物の多様性条約、今この二つを署名するために準備が一生懸命行われておるわけでございます。ところが、森林に関しては条約と言われておったのがだんだん後退して合意文書ということに今方向が行っているようでございますが、この五月に何か第七回の条約会議があるそうですね、六月からは地球サミットですから。その五月の第七回条約会議を終えて、六月の地球サミットでこの生物の多様性条約が署名できる見通しがあるかどうか。事務方でも結構ですから、これに対する見通しについて答えてください。

○伊藤(卓)政府委員 生物多様性条約の採択の見込みいかんというお尋ねでございます。

生物多様性条約に関しては、UNCEDが事務局となりまして、地球サミットでの署名を目指して政府間条約交渉が鋭意進められてきていますところでございますが、実は環境庁といたしましては、このきつかけになりましたUNCEDでの管理理事会決議を受けて専門委員会が過去から開かれておりまして、そういったものも含めて出席してまいったわけでございます。

今御指摘の第七回のいわば最終条約交渉も含めまして、すべての条約交渉会議に出席することになるわけですが、今までも保全のあり方について意見を申し述べてまいったわけですが、この最終条約交渉でも、合意に向けて外務省等と協力してまいりたいというふうに考えております。

最初に申し上げましたように、現段階ではまだかなり処理すべき事項が残っておるようでございますが、最終条約交渉で案文を確定し、地球サミットにおける署名を目指しておるといふ段階でございます。

○馬場委員 日本がリーダースhipをとれということもさきから申し上げておるわけですが、この条約は、やはりCO₂の問題と同じように財政の支援の問題、あるいは技術移転の問題等々で今まだ解決されていない問題があるようでございす。日本はその一回から出ました、七回の条約会議にも出ますということですが、日本がこれを成功させるために、例えば途上国と先進国が意見の食い違いがあれば、それをどういうぐあいに調整して条約を成功させようとする努力しておられるのか。

もう一つは、今度の地球サミットではNGOの位置というの也非常に重要になってきておるわけでございますが、この条約を成功させるためにNGO等の意見を日本国内においても求められる、そういう知恵もかりて、力もかりて条約を成功させよう、そういうことを考えておられるかどうか、具体的に聞きたい。

(委員長退席、塩谷委員長代理着席)

○伊藤(卓)政府委員 この条約の問題につきましてはやはり他の、例えば温暖化防止条約と同じような問題を抱えておりまして、技術移転の問題であるとか、特に財政支援措置の問題について先進国と途上国の間に意見の乖離があるというようにございまして、基本的には地球サミット全体の持つべき方との関連があるわけでございますので、その辺の議論の進展を見ながら対応することになりますけれども、私どももいたしましては条約の採択というような合意には達する可能性が強いのではないかと、また、そのための努力をしていかなければならないというふうに考えております。

NGOの協力という問題でございすけれども、実は、今申し上げたような基本的な問題点

は、NGOの御意見をどうこうという問題よりも、基本的にUNCEDの全体の成功をどうするかという問題とのかかわりがあるわけでございますが、国内NGOの意見という観点でいいますと、私どもは、既に生物多様性の保全というような観点からのシンポジウムを環境庁主宰で設けて御意見を聞いたり、あるいは自然保護団体自体のシンポジウムにも出席をいたしまして、いろいろな機会を通じて意見をいただいておりますという状況でございます。

○馬場委員 聞くところによりますと、大臣、この条約を成功するためになかなか日本の顔が見えないとか声が聞こえない、こういう批判を私は耳にしておるわけです。もう一つさらに言いますと、アメリカがCO₂を含めて消極的であるということ、そのアメリカの言うことに日本は賛成が多い、これは一部の分科会とか何かかもしれないけれども、そういう批判も聞くわけです。私は、やはりこれを成功するためには、消極的なアメリカをどうやって説得するかということも非常に大切なことではないかと思うのです。

いずれにいたしましても、リーダースhipをとれと言われておる日本だから、この条約の成功のために声も聞こえる、顔も見える、そういうような活動をしてみたい。例えば、なぜ分科会とかなんとかに専門家がでないかと聞くと、環境庁の予算が少のうございすから人を派遣できませんでした、こういう答えさ返ってくるわけですから、そういう点で、この問題についてリーダースhipをとるといふのだったら、顔が見える、声が聞こえる、アメリカなんかをこうやって説得しておる、そういうことがわかるような頑張りをしなければいかぬと思うのですが、どうですか。

○伊藤(卓)政府委員 ただいま先生の御指摘の中で、具体的にどういふ点かちよとわかりかねるところがありますけれども、実は先般のサミット全体の準備会合におきましては、この生物多様性条約については条約交渉が別途あるわけですか

ら、専門家による条約交渉の方にゆだねるということで、余りその内容にコミットしないという前提で会議がなされておるといふふうに聞いております。

したがって、条約交渉の方はそれなりに進展をしておる、ただ、基本的に言いますと、やはり財源問題とか技術移転の問題というのは全体の問題との絡みもありますので、その辺をにらみながら言っているというところでございすので、実はニューヨークでの準備会合後のいろいろな国際的な動きを踏まえて、この五月での最終準備会合がなされるものというふうに考えております。

○中村国務大臣 今委員おっしゃられたような話は、私もほかでも聞いたことがございます。しかしながら、私は地球環境問題担当大臣として各省庁調整をいたしまして、政策を打ち出して外交交渉に当たってまいっております、外務省が窓口になります。そういうところを通じて、私どもはどこの特定の国に追従するようなことはしておりません。

例えば、CO₂の排出量につきましても、今ECと私どもが大体意見を一致してアメリカを説得しているところというところで、何回もECの方も私のところへ来られますし、それからUNCEDの事務局長トルバさんとも来られ、そして日本が国連の要請を受けて賢人会議も開き、また、例えば気候変動枠組み条約の議長は日本が引き受けているわけでありまして、そして非常に、精力的な調整を進めてあの条約の締結に向けて頑張っている。

それから資金の問題にいたしまして、枠組みができた日本は応分のものを出しますよというのを鮮明にしている。こういう国は日本がトップだと思われたい。そういう国は日本がよくなことは、私が今までいろいろな外国の環境庁の大臣、国連の方たちと会っているいろいろな交渉をしている過程からしてもあり得ないことだと存じております。

○馬場委員 長官は一生懸命やっておられるとい

うことですが、僕ら国民には余り見えないのです。なぜ見えないのか。なぜ聞かないのか。

では具体的に聞きますけれども、この生物の多様性の条約がいろいろ対立がある。そういうときに、例えば対立を解消するために、今度行われるところの第七回条約会議には日本はこういう態度をもって、この対立があるからこういう案を持っていってこれをまとめた、そういう具体的なことを何か考えておるのですか。事務局、どうですか。

○伊藤(卓)政府委員 会合自身は五月の半ばに予定されておりますから、これは実は外務省等とも相談をいたしまして、最終的な対処方針を決めるということになると思います。

○馬場委員 全然、最終的には外務省と打ち合わせをしてとかなんとかということ、外務省の顔も見えないとか、外務省だけだったとかといううきもあるのですけれども、とにかく今から押し問答したてしやうがないのですけれども、具体的に国民にもわかるように、国民がまた声援を送るよう、ひとつ積極的この条約が結ばれるように頑張ってもらいたいと思います。

そこで、法律の中身に入っていきますが、我が国の絶滅のおそれのある野生動植物を環境庁はどのように把握しておるのか、これについてお答えいただきたい。

○伊藤(卓)政府委員 私どもといたしましては、野生生物に關しまして基本的な調査をやっております、特に動物について環境庁の責任で取りまとめたものを昨年発表いたしました、いわゆるレッドデータブックというものに基づきまして公表をしております。

○馬場委員 この法律は動物だけではなくわけですから、植物もあるわけですから、私が聞いておるところによると、レッドデータブックで動物については百十種ぐらゐを検討されている。日本自然保護協会は、野生の植物について調査したのは百四十七種ぐらゐだということを発表されておるようでございますが、結局その種というのは、対

象の種は政令で決めるとなっているのです。では、この政令の内容というのは、大体ここでこういう政令を予定しておりますと出してもらわぬと議論にならぬわけですよ。

政令は大体どういう予定をしておられるのか、それを聞かせ願いたい。

○伊藤(卓)政府委員 この法律によりまして、絶滅のおそれのある野生動植物種というものを大きく分けまして、国内種、国際種に分けて指定することになります、その指定の仕方といたしまして政令で定めるところになるわけでございますが、国内種におきましては、当然のことでございますが、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定める、ということでございます。この考え方を法律案の六条に定めますところの希少野生動植物種保存基本方針に基づいて決めていくという形になりますので、具体的には現在の段階で政令で何を定めるかということについては御勘弁いただきたいと思ひます。

○馬場委員 では、その基本方針を閣議で決めるということになっておりますけれども、基本方針というのはどういうのを決めますかと思つておるのですか。

○伊藤(卓)政府委員 お答えいたします。ただいま引用いたしました第六条に実は基本方針に定めるべき事項というものを書いておりますけれども、一つは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想」、いわば基本的な考え方ということでございます。

次の二に「希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項」、ここで種の選定の考え方を書くというところを考へております。種の選定の考え方、基本になりますのは、やはり「定義」の第四条一項にあります「絶滅のおそれ」というもの、これは個体数が著しく少ないことあるいは著しく減少しつつあるあるいは生育環境等が著しく悪化しつつある、こういった事情に照らして選定をするということになりますので、その辺をやや細かく、

ここでは選定に関する基本的な事項ということと書くことにならうかと思ひます。

それから、基本方針の三番目といたしましては、個体の取り扱い、つまり個々のものについての取り扱いの仕方、つまり捕獲の規制であるとか、あるいは譲渡の規制をするといった場合の考え方を書くというのが第三番目の事項でございます。

それから第四番目に、生息地または生育地の保護に関する基本的な事項ということで、後ほど条文では出てまいりますけれども、生息地等保護区といったようなものの考え方をここで書くということを考えております。

それから五番目の柱といたしまして、保護増殖事業、こういったものを書きたいというふうに私も考へております。

○馬場委員 私が質問しておるのは、基本方針で今あなたが言われたような種の選定の方針だとか、あるいは保護のやり方だとか、保護増殖のやり方だとかというものを閣議で決める、それをここで出さなければこの法律は審議できないということだ、この種の選定の方針を閣議に諮つて決めたんだ、このやり方はこういうふうにしてやるんだ、このやり方を閣議に諮つて決めたんだ、保護増殖のやり方はこうだという内容を示さなければ、この法律の審議はできない、実のある審議はできないというふうには思ふのです。それに基づいてまた政令で決めることになるわけですが、みんな大切なものは基本方針で閣議で決めます、種は政令で決めます、大枠だけここで法律を通してくれ、それじゃ審議のあり方としては不親切だし適当でないと思ふのです。

伝えられておるところによりまして、国内種というのはトキやイロモチヤマコとか、いろいろ大体六十種ぐらゐを指定しようと思つてゐる。国外種はワシントン条約とか二国間の渡り鳥条約とか八百八十種ぐらゐの保護を考へておるんだということが伝えられておるわけですが、こ

ういう種類がこれで六十種ぐらゐだ、こういう種類で何種類ぐらゐだとかいうことを政令で予定してゐるんだ、それを言うてもらわなきゃ困る。それはまた政令で決めるということでしょうから、ちよつと時間がながいからここでは一々聞きませんけれども。

もう一つ、海洋種というのには種の中に含まれてゐるのですか、どうですか。

〔塩谷委員長代理退席、委員長着席〕

○伊藤(卓)政府委員 お答えいたします。法律の立て方といたしましては含まれるわけでございますけれども、具体的な指定というのを考へてみますと、海洋生息の生物につきましては、生物学的データが十分蓄積されておらないというところで、指定に足りるだけの判断ができるかどうか、今の段階では難しいかなというふうに考へております。

また、中でも漁業関連種につきましては、水産資源の保護という観点から別途対策が図られておりますところから、役割分担でいくべきではないかというふうには考へておると思ひます。

○馬場委員 これは法律で海洋種というのも含めてきちんと保護すべきだというふうな結論が出れば、当然それを加えていかなければならない問題だと思ひますし、海洋種はだめだといって、わからないからといって除外してはいけないということを上上げておきたいと思ひます。

具体的なことを質問する時間がないが、我田引水になるかもしれないけれども、九州にニホンカモシカというのがあるのです。これは指定されるのですか。

それから、植物で言いますと、九州に分布しておりますハナシノブというのがあります。これは指定するのですか。予定になってますか、検討されておりますか。

○伊藤(卓)政府委員 具体的なお尋ねでございますけれども、ニホンカモシカにつきましては、国内の種全体としての見方をとりまして、絶滅のおそれは高くないと考へておりますので、この法

律で予定しております国内希少野生動物植物種の対象にならないのではないかと考えております。

また、御指摘のハナシノブにつきましては、私も直接データを持っておりませんが、日本自然保護協会等が作成いたしましたいわゆる植物版のレッドデータブックにおきまして、絶滅危惧種のランクに指定されておるところでございます。当然、こういったデータは私も指定を検討する際の参考にさせていただきたいと考えております。

○馬場委員 そうしたら、九州にすんでいますニホンカモシカはほとんどいいわけですね。

○伊藤(卓)政府委員 実は、鳥獣保護法という別の法律がございますので、ここで規制をされておるところでございます。

○馬場委員 鳥獣保護法で規制をしておいて、この法律で何で規制しないのですか。

○伊藤(卓)政府委員 この法律は絶滅のおそれがあるものについていろいろの規制をかけようというところでございますので、そういった可能性は今のところないと考えておるところでございます。

○馬場委員 この法律は、最初長官に聞いたのですけれども、従来いろいろな法律があるわけですね、鳥獣保護法とか。こういうものをまとめて生態系全体として保護するというところで、今までの法律よりも非常に立派な法律ができたときとさき養めたばかりなんです。ところが、今の話によりますと、鳥獣保護法から一歩も進んでいないというようなことで非常に問題だと思えますが、政令なんかをつくられるときにまた検討してもらいたいと思います。

そこで、今出ました絶滅のおそれというのは、だれがどうやって判断するのですか。

○伊藤(卓)政府委員 絶滅のおそれにつきましては、法律の条文に書いてあることは避けまされども、そこに書いてあるようないろいろな、いわゆる種の存続に支障を来すような事情がある場合には、おそれがあると判断するというところでございますが、これは今後の手順についてまだ決めて

おるわけではございませんけれども、私どもとしては、先ほど申し上げました基本方針で定め、また具体的には自然環境保全審議会あるいはそのもとに置かれる専門の委員会等によって判断することになると思います。

ちなみに、現在、私どもがいわれるレッドデータブックをまとめます際に、専門家の意見を聴取いたしまして一応選定の基準といえますか、カテゴリーを決めたところによりまして、例えば絶滅のおそれが非常に高いいわゆる絶滅危惧種につきましては、確実な情報があるかないか、あるいは情報量が多いか少ないか、そういったところから判断いたしまして、ある個体数が非常に危機的な状況であるかどうかという判断をすることになりまして、それは各種によりまして随分違うようでございます。

哺乳類の場合であると、またいろいろ考え方があられるわけですが、あるいは何百頭程度とか具体的に数字で言えるものはそういうことも可能かと思えますが、なかなか数字で具体的に言いくいというのが一般の考え方になっておりますが、いずれにしても、専門の学者の意見を聞いて決めていくということを考えております。

○馬場委員 みんな基本方針は閣議で決める、政令はまだはっきりしていない、絶滅のおそれの定義、判定に必要な事項は専門家の意見を聞いてやる、全然はつきりしないのですよ。例えば絶滅のおそれというのは、人間の病気に例えて言いますと、集中治療室にいるような重症な人あるいは入院をする人、病気で検査をする人、どのくらいに当たるのが絶滅の基準になるのですか。

○伊藤(卓)政府委員 人間の病気に例えてというのは非常に比喩的で難しゅうございますので、一、二私どもが今考えておりますものの例で御容赦いただきたいと思えます。

例えばイリオモテヤマネコは現在沖縄県の西表島にのみすむというところで、百頭程度ではないかと見られております。また、ツシマヤマネコは長崎県の対馬にのみ生息しておりますが、これも百

頭程度ではないかと考えておりますが、専門家に言わせると、例えば哺乳類であると、百頭前後を下ると非常に危機的になるというような意見もございいます。

それから、例えば、両生類なんかでいいますとホクリクサンショウウオなどというのがございいますが、これは石川県あるいは富山県の比較的狭い地域で、二十数地点というようなところで生息しているものでございまして、これは生息場所も限られておりますし生息数も非常に少ないということでございます。これは種によりましていろいろなとらえ方が可能でございますので、一例として申し上げたところでございます。

○馬場委員 政令がはっきり出なければわかりませんけれども、長官、これは絶滅のおそれということである指定をするわけですが、さらに立派な法律をつくるというものと、絶滅のおそれがなく自然環境をつくってあげる、そういうこととこのは非常に大切ではないかと思うのですよ。絶滅のおそれのあるものを対症療法するのじやなしに、動植物が、生物が絶滅のおそれのないような環境状態をつくっていく、こういうことがこの法律の基本になければならないのではないかとと思うのですが、そういうものに対する認識をましますか。

○伊藤(卓)政府委員 基本的には先生のおっしゃるとおりだと思います。私どもの生活が非常に潤いのあるものとしてあり続けるためには、やはり私どもの周辺に住んでおります野生動物植物を大事にしていくということが大事であるわけでございます。従来から絶滅の危機に至っているもの、状況をみてみますと、どうしても人間生活とのせめぎ合いといえますが、人間が生活域を拡大していくところから出てきている要素が非常に多いわけでございますので、そういう点でも私どもの生活を振り返り、またうまく調和を図っていくという必要があるというところをこいつた問題は提起しているのではないかと考えております。

○馬場委員 この法律ができますと、従来ある法律とか条約とか現行制度よりも、どのような点が野生動物植物の保護その他について改善されるのか。法律がたくさんありますね、自然環境保全法だとかあるいは鳥獣保護法や狩猟ニ関スル法律だとか絶滅のおそれのある野生動物植物の保護の規制等に関する法律だとか特殊鳥類の保護等の規制に関する法律だとか、多国籍条約でワシントン条約とかあるのはラムサール条約とか、二国間条約で例えば日米、日ソ、日中、日露の渡り鳥条約とか、こういったのがたくさんありますね。こういう現在ある法律とか条約よりも、この法律ができるとどういう点が端的に改善されるのですか。

○伊藤(卓)政府委員 今、先生がいろいろ既存の法律、条約等挙げられましたけれども、この法律はそもそもそういった既存の法律でいけばカバーし切れてない部分を補うというのが第一でございますけれども、今条約関係で御指摘いただいたワシントン条約とか、あるいは二国間条約に係る特殊鳥類でございまして、この二つにつきましては基本的には本法の中に取込まれておるわけでございます。それ以外にどういふ点が有利になるかという点、私といたしましては、従来私どもが野生動物植物について調査して発表しただけにとどまっておりました野生動物植物の保護の問題がいわば全政府レベルの問題として取り上げられることになった、基本方針で閣議決定をし、そこでのいろいろなことをやっていく、また法律の後の方に出てきますけれども、いろいろな事業について関係の省庁なり自治体もこぞってこれに取り組むことができるようになった、これが一番大きな進歩の点ではないかというふうに考えております。

○馬場委員 私はやはり、今言われたこともそのとおりと思うのだけれども、問題は、生態系を保護するのだという思想というか具体的なことが、この法律で非常に重要だと見ておるわけなんです。

そういう意味から、生息地の保護の問題について質問をいたしますけれども、この法律によっ

て、保護区の指定の基本的考え方はいくつあり、予想される保護区の数とか、あるいはどのくらい面積がこの法律によって保護区として指定されるのか、予想される数とかその面積というのは何か計算したものがありますか。

○伊藤（卓）政府委員 保護区の指定の基本的な考え方ということでございますが、これは実は種の指定との関連がございますので、一つ一つその種を指定する際に、その生息域等の調査ももちろんするわけでございまして、そういったものとの兼ね合いで指定していくというところから、現段階で具体的に面積とか何カ所というようなことは、説明するだけの材料を持ち合わせておりません。

特に悩むところは、保護区の指定の際に、具体的にその場所を明らかにすることによって違法の捕獲を誘発しかねないというところで、管理上の問題も含みますところから、そういった地元での保全についての御協力あるいは保全の対策といったものともかみ合わせながら指定をしていくということになりまして、今の段階で具体的な答えは御勘弁いただきたいと思っております。

○馬場委員 地域を指定するのは種によってその地域を決めるのだというようなお話でございまして、私が聞いておるところによりますと、大体哺乳類、鳥類、両生類、昆虫類、魚類、植物というので三十種ぐらいの地域を指定するのだというぐあい聞いておるわけでございまして、まだ全然その数とか面積は検討していないということですね。

そこで、今提案されておるこの法律は予定よりも大分おくれたこの国会に提案されたのですよね、もう少し早く出るとおっしゃった。それは、各省庁との調整が長引いたと私は聞いておるわけでございまして、その地域を指定する場合に、結局そこで行われる開発省庁の開発行為、そういうものと保護区の指定の調整もあつたのではないかとおもうのですよね。生息地の保護地区と開発の規制、いわゆる公益との調整、こういう

うものは行うことになっていくわけでは、指定については、さつき言われましたように、関係省庁と協議をする、地方自治体の意見聴取や公聴会などをやるのだということが環境庁に義務づけられておりますが、端的に言うところ、例えば環境庁はここを保護区としたい、いやここは開発をするのだと建設省が言う、いやここは例えば堤防をつくるのだ、ここには林道をつくるのだ、この木は切るのだと林野庁が言う、そういうことについて協議をするわけですから、協議が調わなかった場合は、これはどうなるのですか。

○伊藤（卓）政府委員 この法案の提出までいろいろあつたのではないかとこのことについてはお答えいたしますが、実はこういった基本的なものがかりな法律というものは、現存しておりますけれども、以前に出しました自然環境保全法以来二十年ぶりというところで、しかも、先ほどから先生の御質問に私も明答できないで申しわけないのですが、種についてのとり方、特に種と関連しての区域のとり方、こういったものについて具体的なデータを我々としては必ずしも準備できていない。これは環境庁のおくれといえどもそれまででございますけれども、野生生物保護行政についての基本的な問題でございまして、こういったところから、必ずしも十分な説明、理解が得られなかった、それで時間が経ってしまったわけで、決して関係省庁だけの問題ではないということをお断りいたします。

なお、建設省等開発官庁のお名前を挙げてございますけれども、こういった問題は何か開発関係行政だけでなくて、地域においても同じような問題をお持ちのようございまして、私も私どもとしてはそういった点にもいろいろ配慮してきたところございまして、そういうことで、こういった今の段階に至っておるということでございます。

○馬場委員 これは大臣にお聞きしますけれども、やはり関係省庁の開発の問題と公益の問題とこの自然保護の問題、動植物、生物の保護の問題、地区を指定する際には必ずその調整が必要

だし、意見が違つて面もあるかと思う。意見が調わない場合があつたと思ふ。あると思ふ。思ふけれども、そうするとこの法律は地区指定が底抜けになつてしまふ。こういうことにもなる可能性があるから、私は、こういう行政で、環境庁長官と建設大臣とあるいは農林大臣と横並びによって調整するんじゃないに、やはりこういう自然の動植物、生物の保護とかあるいは環境保全、こういうのは地球環境大臣とか環境庁長官に一元化すべきだ、最終の決定権限は長官にあるんだ、そういうようなシステムをつくる必要があるんじゃないか、そうしなければ意見が食い違つたら底抜けになつてしまふ、これでは法律の目的も達成しないんじゃないかと思ふんですが、長官どうですか。

○中村国務大臣 基本にはやはり民主主義という問題があると思ふ。役所の間の意見の調整ということ、また自治体の方の意見を聞くということ、そしていろいろな公聴会を開いたりすること、それぞれ民主主義の手法としてやるべきことだと私は思ふ。

その中で権限をどこに集中させるというよりかは、やはり皆さんのコンセンサスを得て指定をしていくということが大切であつて、いろいろな御意見が私のところにも寄せられました。動物を愛し、また昆虫を愛する方でも、自分たちがとって標本やなんかつくられるときにもとれなくなつてしまふ、ですから自然保護の方でも地区指定をちよつと緩くしてくれというような意見を言われた方もいらつしやいますし、いろいろな考えの中で、私ももとより得る最善のものをこうして法律としてまとめたいと御提案させていただいて、また御議論をいろいろいただいて、またそういったものをもつて将来に向けての参考にさせていただきたい、こう思つております。

○馬場委員 僕は、やはりこの地球環境は、環境の時代と言われる中でこのまゝいけば大変な状態になるわけですから、我々は生存できないとか人類が滅びるとかいうことだつて地球環境の中で想像されるわけですから、そういうときには、例え

ば開発なんかのときに逆に環境庁長官の許可を受けなければ開発ができないぐらゐの、そういう権限とかいうのは、環境保全の行政の一元化というのは、意見は当然聞かなきゃならぬ、NGOとか一般の人の意見でも大いに聞かなきゃならぬわけですから、フアツシヨ的な独裁をやれという意味じゃないんですけれども、やはりそういう点については環境行政のシステムの一元化というのはぜひひとつやつていただきたいと思ふ。

それから問題は、これはどういう法律ができたつて、何といったつて、国民の理解とか、あるいはこういうものを保護する行為に国民が参加をするとか、そういうことについての教育とか普及とか啓発とか、こういうのを大いにやらなきゃならぬと思つておるわけでございまして、そういう意味におきまして、この法律を施行する場合にはNGOとか大学とか地域の研究者とか一般の市民とか、こういうものは意見を申し述べるだけでなくに何でも協議できるんだというぐらゐ、こういう人たちの意見というのをやはり権利ということも含めて認めるべきじゃないか、こういうぐあいに思ふ。

そこで、環境とか調査研究とか普及とか教育とか、そういうものを総合的にやる機関というものを設ける気はありませんか。

○伊藤（卓）政府委員 御指摘のこういった問題についての国民の理解を深めるための普及啓発活動、これは非常に大事なことでございまして、実は法案の作成に当たりまして関係方面からの御意見をいろいろ聞かしていただきました。今後とも保護団体を初めとしていろいろな形での意見の吸収には努めたいというふうにお考えしておりますが、もちろん学者等からも審議会等を通じて意見をいただいておりますのでございまして。

なお、これをきっかけに何か団体をつくらぬかということでございますが、既にいろいろな形で御理解、御協力いただいております団体もございまして、全国的な研究者のネットワークもございまして、こういったことの御協力を得ながら進めてま

いたいというふうに考えております。

○馬場委員 文部省、来てますね。環境教育についてお聞きしたいのですが、時間がありませんから、多く言いますからよく頭に整理しておいて答えてください。

現在の小中高の指導要領、これで環境教育は十分と思っているのか。それから、私は環境庁にも、現在の教科書なんかを見て、これで学校教育の中の環境教育は十分だと思っているかどうかとも聞きたいのです。この際もう一遍、こういう法律もできますから、環境庁の意見を聞いたりNGOの意見を聞く、そして教育課程というのをさらに充実させるという気はないか。さらに進んで、中央教育審議会に対してあるいは教育課程審議会に対して、環境教育はいかにあるべきか、そのカリキュラム等について、学習指導要領について諮問する気はないか。さらに進めて、社会とか理科とか数学とかいうように、環境という教科をつくって総合的に環境教育をしようという気はないか。今、理科教育振興法とか産業教育振興法という法律がありますが、環境教育振興法という法律でもつくって環境教育を振興すべきじゃないか、こういうことをどう考えているか。

文部省、答えてください。

○遠山説明員 お答えいたします。

環境問題につきまして、児童生徒に正しい理解を深めさせることは極めて重要な事柄であると文部省も考えているところでございます。このような観点に立ちまして、従来から社会科それから理科それから保健体育科を中心に置きまして、小中高等学校を通じて、児童生徒の発達段階に応じて、環境と人間とかかわりや環境を保全することの大切さなどを指導しているところでございます。

それで、小中高の指導要領の話でございますが、今回学習指導要領を改正いたしましたして、小学校は本年度、平成四年度から、中学校は平成五年度から実施されるわけでございますが、環境教育につきましては各教科等の内容の充実を図ったところでございます。

例え小学校でいきますと、小学校の五年の社会科ですが、新たに国土の保全や水資源の涵養などのために森林資源が大切であることを気づかせるようにする、それから環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気づかせるように配慮する必要があるというようなことを充実しておりますし、また理科の第六学年で新たに、人は食べ物、水、空気などを通して、ほかの動物、植物及び周囲の環境とかかわって生きているということを理解させる、こういうように充実しているところでございます。

指導要領でそういうぐあいに充実するとともに、文部省では教師用の指導資料、これも昨年中高校編をつくらせて全国に配付したところでございますし、それからこれは小学校向けをつくっているところでございます。

それから、昨年新規事業として、滋賀県で第二回の環境教育シンポジウム、研究協議会を開催して、ことさらに千葉県で第二回目を開きまして、環境教育の充実を図っているところでございます。

それから、環境教育のあり方につきまして環境庁なりあるいは関係団体と意見交換すべきである、こういうお話でございますが、これは環境教育の推進に当たって、文部省は環境庁との連携の重要性を図るということで、その協力を得ながら、先ほど申し上げました教師用の指導資料の作成でございますとか研修などの事業を行っているところでございます。先生お話しのように、文部省だけでは環境教育というのは必ずしも十分にはできないというぐあいに考えておりますので、さらに環境教育の効果的な推進のために、環境庁初め関係団体との緊密な連携を図ってまいりたいと考えております。

それから、環境教育につきまして中教審等に諮問すべきではないかというお話でございますが、学習指導要領の改訂に先立ちます教育課程審議会におきましては、社会の変化に適切に対応

する教育の内容について審議が進められまして、その答申を踏まえて、先ほど申し上げました新しい指導要領ができていますところでございます。学校の教育内容につきましては、いろいろ環境教育だけではなくて、消費者教育でございますとか福祉教育など御要望等もあるわけでございますが、個別の指導分野だけを取り上げて検討することよりは、やはり教育内容全体の検討の中において、個別の指導分野につきまして、そのあり方なり比重の置き方あるいは位置づけ等を検討することが妥当というぐあいに考えております。

それから、環境という教科でございますが、これは現在、環境問題はその内容がさまざまな多岐の分野にわたっていることを踏まえまして、社会科なり理科なりあるいは保健体育科で、それぞれの教科の中で位置づけを明確にしながら全体としての取り組みの充実を図っているところでございますので、今後ともそのような方法が妥当ではないかというぐあいに考えているところでございます。

それから、環境教育振興法でございますが、その内容はどのような事項ということが必ずしも明確ではございませんけれども、環境という個別の指導分野を振興するための法律を制定することは大変難しいのではないかとというぐあいに考えております。当面のところは環境教育の推進について法律を制定しなくても、文部省としましては、学校教育なり社会教育あるいは学術研究、それぞれの分野での取り組みを充実させることによりまして推進していくことができるのではないかとというぐあいに考えているところでございます。

以上でございます。

○馬場委員 理科教育とか産業教育とか、議員立法でこの振興法をつくったわけでございますが、それはやはり議員の方で考えていかなければならぬ問題だと思います。もう時間が来ましたが、答弁要りませんけれども、最後に、この法律を施行する上には、予算とか人間とか非常に要ると思いますが、今後とも予算の確保とか人員の確保

にひとつ努力をしていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○小杉委員長 岡崎トミ子君。

○岡崎(ト)委員 ことし三月にはワシントン条約締約国会議が京都で開催されました。また、ことしの六月には地球サミット、この中で生物多様性条約が署名されるべく検討されております。また、来年の六月には、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約、いわゆるラムサール条約締約国会議が釧路市で開催されます。こういうような野生生物保護の分野で国際的な動きが活発になっておりますときに、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律ができてきますこと、心から歓迎をしたいと思っております。アメリカからは二十年遅かったなという思いもありますが、この中身を見ますと、国内の希少野生動植物種の保護、生息地の保護、保護増殖事業、そして国際希少野生動植物種の保護と大変幅広い扱いになっております。また、違法に輸入されたものの返還規定や強い罰則を含む法案を環境庁が作成されておりますこと、いよいよ重要性を増しております日本の国際的な使命の中でも、地球環境、野生動植物の種の保存の面からも国際的に協力して、また貢献していく上で大切な礎になるものと思ひ、高く評価するものでございます。

まず、この希少野生動植物種をどのような物差しで選定なさるのか、同時に、生息地等保護区の選定はどのような基準に基づいて行われるのか、お伺いしたいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 まず、種の指定でございますけれども、これは今先生いろいろ御指摘いただきました国内希少野生動植物種、あるいは国際希少野生動植物種というように区分けによりまして、政令で指定をしていくという形になります。実際には、その基本的な考え方を第六条におきます基本方針で定めて、それに基づいて指定をしていくという形になります。

それから、保護区の指定につきましては、三十六条でございますけれども、国内の希少野生動植物

物種の保存のために必要があるというような観点から、その生息地または生育地、それからこれらと一体にその保護を図る必要がある地域、例えば動物でいいますと、そのねぐらとかあるいはえさ場であるとか子育ての場所であるとか、そういった動物の状態によっていろいろな重要性が出てくるわけですが、それらを判断いたしまして生息地の保護をしていく。その中でも、さらには管理地区と監視地区に分けて、人間のいろいろな行為について規制をかけていく仕組みをとうろうと考えております。

○岡崎(ト)委員 幅広くさまざまな観点から種を選定していく、あるいは生息地等保護区を選定していくというふうになるだろうと思っております。それぞれ専門家の皆さんの御意見を十分聞いて決めるのだというふうに思っています。

立派な有識者の方々が構成されております自然環境保全審議会、この審議会が野生生物の担当の方は大体どのくらいいらっしゃるのでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 まず、自然環境保全審議会というものを法律で設けておりますけれども、現在、委員が四十二名、臨時委員が二名の四十四名から構成されております。

野生動物植物の専門家という観点からこの方々を必ずしも選択しておるわけではございませんで、動物植物あるいは自然環境の保全全般についての学識経験をベースに選任させていただいております。大学教授や研究機関の著名な研究者、自治体、経済界、労働界、マスコミその他の有識者を広く含んでおりまして、その中にいわゆる自然保護団体の方々も含まれております。それから、先ほど申し上げました大学研究機関の研究者の中には、動物、植物、動物でも微細な動物、水生生物等についての専門家なども含まれる形で、多様な構成をしておるところでございます。

○岡崎(ト)委員 その中に、例えば、これまで大変に自然のことが好きで山に入つて、あるいは野をいつも観察していて、動物や植物が本当に好きな人たちが、この種類がとても大切なんだけれど

も、その情報をたくさん持っている人、それがこの行政の中に入り込むような、そういう情報に耳を傾けていくような、この審議会のシステムはそういうふうにはなっておりますね。

○伊藤(卓)政府委員 私ども行政をやる場合に、個々の細かい情報については専門家を網羅するということではできませんので、先ほど申し上げましたような非常に広範な審議会構成になっておりますけれども、実は、私どもがまとめたレッドデータブックのまとめなどにつきまして、それこそその分野の専門家を網羅して、哺乳類なら哺乳類、爬虫類なら爬虫類の専門家を網羅した形で構成になっております。

さらに、その先生方はその学識経験なり従来の活動の中で、いろいろなグループの方とのコンタクトを持っておられるというところでございます。それからさらに、私どもが直接所管しております自然保護関係の団体、認可した団体の中に、具体的に、それこそ皆さんの会を擁して情報を持っておられる方々がおられますので、もちろんその代表の方が一部委員にも入っておられますが、入っておられない場合におきまして、その団体から御意見を伺うという形で情報をいただいております。

○岡崎(ト)委員 大変立派な陣容で固められております審議会が十分な機能を発揮されるためには、幅広い、国内だけではなく海外の情報を保持していただくことと私は思います。これをさらに補強するためには、政府、民間の別なく希少野生動物植物そのもの、また保存の各分野の専門家の人たちが、これも日本国内であるか海外であるかは事柄の性格から区別する必要はないと思っておりますけれども、こうした人たちが、またその組織などの意見、情報などの提供も求めることで、野生動物植物の国際的な保存活動と軌を一にすることができるといふふうに考えますけれども、そういう、広く知見を求めていくことを要望しておきたいというふうに思います。

民意を反映させる、公式に吸い上げるところがないというところがちょっと残念な気がいたしますけれども、段階を踏んで吸い上げていく、こういうふうには理解してよろしいわけですね。

○伊藤(卓)政府委員 この分野の仕事というのは、いわばこれからということでございます。いろいろな方々のいろいろな情報をいただくということとで、先ほど先生御指摘の国際的な情報というのを、我々としては当然収集をしていかなきゃいけないと思っております。ただ、具体的に審議会等ということになりますと、余り専門家に固まってしまうと全体的な判断は難しいわけでございますから、その内容に応じて御意見をいただくようにしていきたいと考えております。

(委員長退席、細田委員長代理着席)

○岡崎(ト)委員 アメリカの絶滅法ですと、やはり市民の意見を入れるというふうな仕組みになっております。私たちの今度の法律もそのような姿勢が大変必要なのではないか、ぜひとも民意を反映させるということをしていただきたいというふうに思うわけですね。

ところで、希少野生動物植物の国内取引については、現在ある絶滅のおそれのある野生動物植物の譲渡の規制等に関する法律の法案審議に当たりまして、昭和六十二年、当委員会では附帯決議を行っております。附帯決議は七点から成っており、そのトップは「規制の対象となる「希少野生動物植物」の種は、ワシントン条約附属書Iに掲げる種に限定することなく、適切な評価を行うことにより同条約の効果的実施に資するよう、その範囲を定めること。」このようになっております。

ワシントン条約の附属書そのものに掲げております種の数は、全体でおよそ三万五千と聞いておりますが、そのほとんどは附属書IIでありまして、I及びIIIはおよそ三%程度であるというふうな聞いております。ちなみに日本のワシントン条約対象種の輸入の内訳は、件数に基づきますと附属書Iがおおよそ一%、附属書IIがおおよそ九%となっておりまして、附属書Iの種というのは国際的に

に絶滅のおそれのあるものと認定された種でありまして、国際取引は厳しく規制されております。これらの国内における取引を規制するのは当然な措置であらうと思っておりますけれども、附属書IIの種は国内規制の対象となるでしょうか、お伺いします。

○伊藤(卓)政府委員 今先生御指摘のワシントン条約の附属書Iの種につきましては、基本的に取引をさせないということで、特別の場合のみ許可をして流通させるわけでございますから、件数としても非常に少なくなっているのは当然のことでございますが、附属書II及びIIIの種につきましては、輸出許可書の添付等一定の条件が具備されておりましたら流通を認めるというふうな分類の種でございますので、こういったものについては国内での流通規制をする種というふうには我々としては考えておりません。

したがって、今回の法案で考えております国際希少野生動物植物種としては、附属書Iの種を中心として考えていきたいというふうに考えております。

○岡崎(ト)委員 附属書IIの種が全面的に国内取引の規制対象とならないのは、なぜなのでしょう。

○伊藤(卓)政府委員 附属書IIあるいはIIIの種につきましては、ただいま申し上げましたように一定の条件のもとで自由な流通を認めるという前提の種でございますので、その国内への輸出入の際には当然水際で規制されるわけでございますが、国内で一々許可等の規制をする必要はないというふうに考えております。

○岡崎(ト)委員 附属書IIの種は、税関での十分なチェックが大蔵省の担当で行われていると思っておりますけれども、税関では一般の物品も同時にチェックする義務を持っておりまして、関税率による品目分だけでも一万に近い分類があるというふうな言われておりますが、その各分類は異なる種類の物品を含んでいて、この中にワシントン条約の対象種があるわけですね。すべてを合算し

ますと、おびただしい種類の物品を税関でチェックするということになるわけなんです。税関では訓練にも大変励んで御苦労なさっているというふうにも伺っております。しかし、ワシントン条約対象種のみへの集中を求めることは非常に過酷である、水際の税関の努力を国内で支援するためにも、ワシントン条約の効果を高めるためにも対象を広げることが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 国内に入ってからどうするかというのは国内法の問題でございまして、けれども、一応国際的な評価といたしまして流通が認められておるといことでございまして、そういう水際規制の問題を国内でカバーするというのはなかなか難しいのではないかと考えております。

○岡崎(ト)委員 ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」ですが、絶滅のおそれのある種だけを規制するのは効果が不十分であるという趣旨から、附属書IIのものも規制しているわけなんです。第四条の四の定義をこれに沿って解釈してはどうかでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 ただいま御指摘の条文は四条四項かと思えますけれども、ここでは「国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種」という表現でございまして、これは一応附属書Iを念頭に置いた表現でございまして、IIあるいはIIIはここで言う「絶滅のおそれのある」というところには該当しないというふうに考えております。

○岡崎(ト)委員 ワシントン条約の精神は、絶滅のおそれのある種だけを規制するのでは効果が不十分であるという趣旨で、全体の正式名称が「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」というふうになっておりますので、私はそういう精神を盛り込むべきであらうというふうに考えます。

具体的にはアフリカゾウなど、一部の国の取引を再開させてほしいという提案があったわけなん

ですが、次回アメリカで行われます九四年にももう一度蒸し返される公算が大きいと思います。附属書IIへのアフリカゾウがおおられるという議論が再燃する可能性も高いわけなんです。附属書IIのものも本法による譲渡禁止の対象にせびし

ていただきたいというふうに思います。

○伊藤(卓)政府委員 附属書IIを本法の対象にすべしという御意見でございましてけれども、実は附属書IIの中では「現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないうにすることをその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種」というようなところをえ方をして

おりますので、私どもの法律ではそこまで考えてはおらないというところとございまして。

○岡崎(ト)委員 例えばアフリカゾウが附属書IIへおろされるということになりますと、きばも象牙も取引可能になってくるわけなんですけれども、アフリカゾウのきばが出ることになりまして、それをかうのは日本が非常に大きいのではないかと、そういうふうに思われております。日本がきちんとして法律をつくるかつからないかが注目されておりますので、九四年になる前に、ぜひとも日本の評価のためにもこの象牙の取引に関する議論を十分にさせていただきたいというふうに思います。

以上が、絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律案審議の際に、前回の委員会で行われました附帯決議の第一に即した具体的内容でありまして、今回は条約が締結されてからずと、なかなかこの条約が効力のない部分もありましたので、特に改めて対象をワシントン条約に全面的に対応したレベルまで引き上げられることを、今求めたわけでございまして。

ちなみに、日本の条約対象種の輸入のうちに、爬虫類だけをとってみましても全輸入件数の六割になっております。このほとんどが皮やバッグなど、部分と加工品でございまして、したがって、輸入全体に占める部分や加工品の割合はさらに高い

ものとなるだろうと思います。アフリカゾウが附属書IIに下げられた場合には、象牙の国際取引が再開される可能性もありますので、条約の対象種の部分や加工品も規制の対象にされたいと思うわけですが、いかがでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 ちょっと私も理解が足りないのかもわかりませんが、附属書IIに落ちることを前提にそれが読めるように法律を柔軟にすべきであるというのは、ちょっと私どもとしては現在とがたいわけとございまして、あくまでも象牙の問題はまだ附属書Iというところで議論が先に送られておるわけでございまして、それを将来落ちるかもしれないということと和らげた運用はなかなか難しいかと思っております。

現在考えております法案の譲渡の規制につきましては、一々の譲渡を許可にからしめるということと非常に厳しい規制措置でございまして、やはりこれを実効あらしめるためには、一つ一つの区別がつく、個体が想像できるといようなものを考えないと運用も非常に難しゅうございまして、識別が困難になるものについては本法の対象とは考えておらないわけでございまして。

いずれにしても、ただそういう細かくなったものをどうするかというのは、基本的な、また派生する問題も抱えておりますので、今後のいろいろな動向等を考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 大臣にお伺いしたいと思えますけれども、このワシントン条約締結国会議が行われますときに、アフリカで随分きばを燃やしている、そういうニュースが伝わってきたのをこらんなりましたでしょうか。

それ、私たちはどうも象牙を印鑑に使っているというふうな状況なんですけれども、象牙でなくともいいだろと思うのです。本当に将来はこういうものを使わないうな、印鑑も別なものでできるようなアイデア、大臣、何かお持ちじゃないでしょうか。

○中村国務大臣 やはり、これまた再び民主主義

の話になるのですが、日本人の中には、やはり象牙の判こを使いたいという方がいっぱいいらっしゃるのも事実じゃないかと思えます。そして、象につきましても、例えば密猟されたものは、今委員御指摘のように燃したのだと思えます。あれを売ったら、貧困にあえいでいる国だとすれば、それだけその国は得ではないかというふうな議論もあつたようだけれども、これは密猟してはいかぬということ、そういう見せしめといいますか、そういう意味において燃したのだ。しかし、国によつては実際にふえていく。私はアフリカに行つたとき聞いたことがあるのですが、ふえていくと象というのは非常に食物をたくさん食べるので、結局食べ尽くして一遍死ぬ、それからまたふえてくるというふうなことを繰り返す。それならある程度のところで安定させた方がいいのじゃないかという考えもあるのだということを聞いたことがあります。

そういう中で、この前御主張されていた国々が、もしそういうことで安定させるために何らかのそういう作業の中で象牙というものを得た場合に、それを国のために売って使いたいということを一概に否定していくかどうかということになると、私個人としても悩むところとございまして。

そういう、実際に象がいる国の問題と、それからこちらの問題ですが、確かに象牙と全く同じようなものがあればいいわけでありまして、しかし、プラスチックでつくってもこれはすぐわかりますし、私はそこで一つおもしろいものを見せてもらったのです。ブラジルで植林をやっている民間団体、今NGOというのですか、そういう方がいらつしやうたときに、ヤシの実で、回りを割りますと象牙そっくりなんです。それで彫刻をしまして、ウサギの彫刻や何か持ってこられた材料に一番いいからといって申し上げたのですが、残念ながら持った数か少ないので、残念なかつたのです。そこで私はうちの職員に、たしかベネズエラかどこかだと思いましたが、今

調べてくれるように頼んでいるところでありまして、そういうのを採すのも手かなと思っております。

○岡崎(ト)委員 ありがとうございます。

次に、日本にも生息しておりますウミガメ類やツキノワグマはワシントン条約附属書Ⅰの種なんです。国内取引はこの法案では適用対象になるのでしょうか、お伺いいたします。

○伊藤(卓)政府委員 御指摘のウミガメにつきましては、ワシントン条約の附属書Ⅰの種でございます。国内に生息しておりますので、かつ他の法令によって捕獲等の制限がなされているという点で、いわば適正に管理がなされている、すなわち絶滅のおそれはないという点から、私どもとしては、国際希少種としては条約の関連から指定はするわけでございます。したがって、国外から輸入されてきたものにつきましては、国内における譲渡等の規制の対象になるというふうに考えます。

なお、国内での密猟対策というふうなものは、また別途考えられることとなります。

○岡崎(ト)委員 そのうちウミガメなんです。これは絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約では絶滅のおそれのある種に指定されております。原則として国際取引が禁止されております。そして国内におきましても、一月三十一日付をもってヒメウミガメのワシントン条約上の留保の撤回をいたしました。水産庁長官通達で、省令でもってこの四月一日から採捕が原則として禁止ということになりました。ウミガメというのはほとんど定置網によってかかるというのが多いらしいのですが、そのウミガメを発見した場合に、生きていますのは生きたまま海に戻すように最善の努力をしてほしい、現状ではその数は少ないけれども、死んでいるものについては、伝統的に利用する習慣の地域を除いては、埋設、焼却等適切な処理を行われない。ヒメウミガメについては、利用する習慣のある地域であっても利用を行うと省令に違反となるので、十分な処理を

してほしい。こういうような水産庁長官の通達がなされておりました。水産庁としてはこの国際基準に合わせて努力をされた、そういう結果が見られるわけなんです。このツキノワグマなんですね、これは絶滅のおそれが今少ないと考えられるというふうにおっしゃいましたけれども、今まで数を数えて公表されたことがありません。ツキノワグマについて、伊藤(卓)政府委員 ツキノワグマについては、大体一万頭から一万五千頭ぐらいというふうに推定されておるところでございます。

○岡崎(ト)委員 これは非常にばらつきもありまして、同条約の絡みでもって輸出入規制の対象とはなっておりませんが、国内ではリストアップされない。行政側は保護よりも駆除に傾いた対策を立てておりました。個体数が減少した九州、四国の五県を除いて狩猟が認められていたということなんですけれども、私はそのツキノワグマそのものがやはり大切な動物ではないかというふうに思うのです。ですから、危険であるということについては防止しなければいけない、だけれども、共存もしていかなければいけない、保護もしなければいけないという立場で、国内でも規制すべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 ツキノワグマは我が国を代表する大型哺乳動物ということで非常に注目を集めておるところでございますけれども、先ほど申し上げたような頭数のものが大体東北地方を中心に存在しております。特に四国、中国山地あるいは紀伊半島等では少なくなっております。ただ、先ずも御指摘ありましたけれども、危険、つまり人畜に対する害性も認められるというところで、地域によりましては被害防止のためのコントロールが必要なる場合もあるわけでございます。いずれにいたしましても、生息数とか繁殖状況についての科学的データをもっと少し集積いたしまして、それぞれの生息地の実情に応じた適正な管理が必要ではないかと思っております。

ちなみに、既に狩猟禁止等をやっておりますのは、先ほど申し上げました非常に生息が危惧されておるところとして、四国の徳島、高知、それから九州の熊本、大分、宮崎といったところでございまして、さらには中国地方等では大日本猟友会で、この猟期から自主的に捕獲を自粛しようというふうなことを検討中でございます。

なお、私どももいたしましては、平成三年度からツキノワグマ保護管理検討会を設けてまして、今後の管理方針について検討を続けておるところでございます。

○岡崎(ト)委員 環境保護大國を目指す日本が、ワシントン条約で絶滅のおそれありと認定されておる種が国内に生息していても取引を禁止しないというのはいさかいではないかと思っております。ぜひ前向きに、規制対象とされますように努力をお願いしたいと思います。

次に、現行法であります絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律の第十三条には、国庫に帰属した希少野生動植物についての措置が定められております。これは、輸入に先立って所有権が任意放棄された結果、国庫に帰属した希少野生動植物については必要な措置を講ずることを定めておりますが、本法案にはこの規定がないようです。この辺はどういうことになっておるのでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 現行の絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律の十三条では、「法令の規定により国庫に帰属した希少野生動植物については必要な措置を講じなければならぬ」というふうに定めておるところでございます。すけれども、例えば国庫に帰属した後どうするかというふうなことがこの内容になってくるわけ、例えば適切な飼養施設で管理をするといったようなことがその内容になってくるわけでございますが、新法案では第二条第一項に国の責務という規定がございまして、この総合的な施策の中でこれを読み込むことに考えておるところでございます。

○岡崎(ト)委員 特に、生きたものは原産国へ返還するというのが本筋だと私は思います。適切な措置をとる必要があると思えます。それを国が負担して返すということになりますと大変お金のかかることにもなるだろうというふうにも思えますけれども、ぜひともこの趣旨をお汲み取りになつていただきたいというふうに思います。

次に、違法の輸入者あるいはそれと知りながら譲渡を受けた者に対する原産国への返還の規定はありますし、国庫に帰属したもののについては今述べましたけれども、本法に違反して譲渡された希少野生動植物そのものはどのようなものなのでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 違法に輸入したことが後で判明する場合というのはいろいろなケースが考えられるわけでございまして、一概には判断しかねますので、個々の具体的ケースによりまして、例えば本法案による措置命令、つまり違反した者が明確で今発見されたといったような場合には、個々に、例えば本國、原産国への返送命令だとか、あるいは適当な飼養施設で飼うことの命令だとかいったことが可能になります。さらにそれが転々流通していったような場合等につきましては必ずしもその規定が適用できないで、場合によっては指導という形で対応にもなるかと思っておりますが、そのケースに応じて判断することになるかと思えます。

○岡崎(ト)委員 国際希少野生動植物であればそれは原産国へ、また、国内の希少野生動植物であればそれは本来の生息地あるいは適切な施設へ送るなど、種の保存のための適切な指導をお願いしたいというふうに思います。

さて、特にワシントン条約の書類の中には、偽造のものや、正式に発行された書類ではありませんが記載数量の中に条約違反のものが紛れ込まれたものなどがありまして、これらによりまして輸入事例が過去にはありました。これらが税関をまんまと突破した場合、この法案では規制が可能でしょうか。

○驚坂説明員 お答え申し上げます。

本法の十六条の規定によりまして、通産大臣は外為法五十二条の規定に基づき政令の規定による承認を受けずに輸入された希少野生動物植物につきましては、必要がある場合には返送等を命ずることができるといふようになっておりますので、ケース・バイ・ケースの場合があると思われましても、この規定に沿いまして適正に対応したいというふうに思います。

いづれにしても、そのような事例が生じないよう、輸入管理につきましては厳格に運用するということに対応してまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 何件か件数がありまして、そのうち、一九八八年のことですが、タイから日本と台湾に向けて四万五千枚の附属書IIの種のワニ皮が輸出され、そのうち一万二千枚は直接日本に輸入されています。しかし、タイはそれ以前にシンガポールから輸入した一万一千枚を再輸出した形をとっておりまして、その差の三万四千枚は違法にタイに持ち込まれたものだったわけですね。また、台湾に輸入された三万三千枚も、そのままあるいは加工されて日本に船積みされている可能性が非常に高いわけなんです。

今述べました事例は、附属書IIのものではありませんが、理屈としては附属書のいずれであっても起き得るものというふうに思います。こうした正式に輸出国が発行した書類であっても条約違反のものが含まれているものについて、輸入後事実が発覚した際、本法案ではどのように対応できるのでしょうか。

○驚坂説明員 ただいま先生御指摘の個別のケースについては、具体的に当たってみる必要があると思っております。先ほど読み上げました法律の十六条の規定によりまして、輸入の承認を受けないで輸入されたという程度にみなされるものについては、返送命令ということとは一定の範囲でできるということかと思っております。

○岡崎(ト)委員 個々のたぐさんの事例が私のところにはありませんけれども、それを一々知らせる

ということよりは、輸入後に条約違反とわかった時点で、国内での譲渡が行われ続けることがないよう、ぜひとも譲渡を禁止していただきたいというふうに思いますけれども、ぜひ御答弁をいただきたいと思っております。

○伊藤(卓)政府委員 転々流通の問題はなかなか難しいわけでございますけれども、実は本条の十六条二項という規定がございます。これは、輸入承認を受けずに輸入したのにつきまして、それを知らずに譲り受けをした者については返送命令等も可能だという規定がございますので、こういった規定の運用でまいりたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 ところで、国際希少野生動物植物種で学術研究のために特に輸入を認められたものについては、現在どのような規則がありますでしょうか。できまして、学術研究のためにこの学術研究の言葉の定義もともに教えていただきたいと思っております。

○伊藤(卓)政府委員 現行法で学術研究目的で許可をするケースでございますけれども、例えば試験研究機関あるいは教育機関、博物館等におきまして、研究者が、対象となる種の保護のために、あるいは科学的に新たな知見の解明をする必要があるという観点で許可を求めている場合、こういったのがこれに該当いたします。

○岡崎(ト)委員 学術研究のためのものであっても国際希少野生動物植物種であることに変わりはない、ワシントン条約の趣旨に沿いますと、その種の存続のために研究に使われなければならない。その個体、そしてそれから生まれたものなどがその趣旨に合致した形で利用されるよう、どんな場合でも安易に営利目的に転用されることがないよう、規則をぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 学術研究目的のものにつきましては、私どもとして、許可の際にいろいろ条件等をつけておるわけでございますけれども、その結果を把握いたしまして、有効に活用していきたい

たいというふうに考えておりまして、今後とも新法においても同じような運営をしていきたいと考えているところでございます。

○岡崎(ト)委員 こうした世界的な条約の問題、各国との協力の関係が大変大切になってまいりまして、今、学術研究という点からいいますと、世界的な調査の実施、野生生物の取引に関するデータベースの整備、そして途上国における野生生物の調査研究面での協力、それから大学における人材の養成もまた重大な課題ではないかというふうに思っております。この全体を通しまして、研究センター、この法律の中ではそういったものはどこで扱われるのでしょうか。研究機関というものがございましてしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 ちよと私、うまく理解できなかったのですが、今回の新しいものについて研究機関ができるかというお尋ねでございます。

今後の野生動物植物の研究というのは非常に広範になると思われますので、何か特別のものをつくるといふのはなかなか難しいんじゃないかというふうに考えております。できるだけ既存のものを活用しながら、それをどう有機的につないでいくかということをもまず考えていきたいと思っております。

○岡崎(ト)委員 ぜひともその辺の連絡をなさっていただきたいというふうに思いますし、ネットワークをぜひともつくっていただきたいというふうに思っています。

ところで、人材のところなんですけれども、今回の法律の中では、第五十一条に、「環境庁長官は、絶滅のおそれのある野生動物植物の種の保存に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動物植物種保存推進員を委嘱することができる。」というふうにありますけれども、大体、この方々が名譽職というふうには言われておりますが、この名譽職というのはどういうことなんでしょうか。説明をしていただきたいと思っております。

○伊藤(卓)政府委員 希少野生動物植物種保存推進

員というものを私も考えましたのは、やはりこういった仕事は非常に広範にわたりますし、例えば生息地の保護等に係りますと地元での活躍が必要だということで、必ずしも役人ではできない分野があるということで、いわばボランティアの方、つまり報酬を目的とせず、ボランティアとしての活動を期待するという意味で、他の法令にも用例があるわけですが、名譽職という表現を使つたわけでございまして、いわゆるその方々の識見なり活動に期待をしておるというところでございます。

○岡崎(ト)委員 それぞれの地域では国指定の鳥獣保護区というのがあります。例えば宮城県の場合ですと二地区ございまして、仙台海浜、そして伊豆沼とあります。伊豆沼では、大場さんという人と笠原さんという人が三百六十五日見回るといふことになっておりまして、これの報酬は百六十万円、これを二人で分けるというふうになっております。それでもやはり、彼らは少ないというふうには言っておりますけれども、やはり何らかの財政面が確保されることが必要ではないかというふうに思います。また、この推進員の方々の仕事というのは範囲が大変広いのではないかと思います。

というのは、この鳥獣保護区の仕事を今手元に、県庁からも送っていただきましたけれども、大変な仕事の内容なんです。仕事をもちながら、朝早く起きまして実際に自分の目で周りを、沼地を見る、内沼を見る。そして、山に登って沼を見てみる。あらゆる観点から見ることによって、初めてその沼のすばらしさを深く知っていく。長い目で見ていかなければ本心に知り尽くすことができない。十五年やっておりますけれども、やっとな十年目にして深く知り得た。そして、その後の五年間というのは、本当に大切なところ、ノウハウは大体わかっておりますけれども、うまくやれるようになりましていただいても、やはり若い人たちが養成して後継者としてつくっていくためには、この名譽職という形だけではとても守

○岡崎(ト)委員 どうもありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

○小杉委員長 時崎雄司君。

例えば原状回復命令ができますけれども、そうでない場合でも、例えばすみかをつくるとか生息する場所を回復してやるというような仕事も保護増殖事業の対象として考えなければならぬといふふうに思っております。

○時崎委員 ぜひお願いしたいのは、環境庁みずから、もつと言え政府みずから、今の局長が言われるように、環境が悪化してしまったときにそれを簡単に解除してしまうというようなことはやめてもらいたいと思っております。

百十八国会、私が初めて当選してきて、この環境委員会に指摘されたのです。これは環境庁の問題で指摘したのですが、水郷筑波国定公園の特別地区を、当時の局長の言い方では、普通地域に変更申請が県からあった、そこでそれを見に行ったら、とても特別地区として指定しておいてるような状態ではなくて、いろいろな残土が捨てられたり何かしておいて、これは特別地区に指定しておき必要がないと判断したので普通地区に変更した、こう言うのです。変更したら、一週間もたないうちに市町村からゴルフ場の開発申請が出てきて、環境庁はこれを許可したということです。こういうことがあるから、一たん指定しておいて、状態が悪ければ管理の責任を感じないですぐ解除してしまうようなことが起きているということですよ。これは、北川長官が二度とこういうことはさせませんと謝ったはずですよ。

もう一つ、例を申し上げましょう。これは直接私の選挙区ではございませんけれども、茨城県につくば市というところがございます。これは研究学園都市がありますからわかるでしょう。あそこ小田城址というのがあるのです。昭和十年に文化庁がここを文化財として指定したのです。ところが、新都市計画法という法律ができたときに、何とその一角を市街化区域に指定してしまったというのです。それは、市街化区域に指定すれば家はほとんど建ちますよ。家がどんどん建ててびっくりして、文化庁はもう家を建てるなど言うわけです。今、それでもめているのです。昭和十年に

できた法律が優先するの、その後できた法律が優先するの、議論をやっているのです。こういうことはないように、ぜひ環境庁はしっかりとやらなければならない、私は思っているのです。指定をすればいい、確かに土屋が積んであったり掘り割り切ったから、ああこれはお城の跡地だろうと思つた、昭和十年のことですからほとんど忘れられる。

あなたは先ほど官報に登載すると言われましたが、国民はだれがこれを見ているのですか。前の法律改正のときにも、私は言ったでしょう。貴重な植物を踏みつけたり、そこにバイクを乗り入れてはいかぬといふ法律を直したことがあったでしょう。ここからこまでは立ち入りだめよといふのはどうしてわかるのですか。ばら線が張ってあるわけじゃないでしょう。ハイキングに行つて中に行つて、あらきれいだわといつて摘んじやう場合だつてあるでしょう。これでも処罰の対象でしょう。野放し状態にしておいて規制だけしつ放し、あとはボランティア、住民の方です、これは実際に迷惑ですよ。

そういうことで、この法律をもう少ししっかりと適用するには、それ相当の覚悟が必要なんです。環境庁は官報に登載しますと言ったからあそこはわかるはずだつた、そんなことは地元ではわかりませんよ。何か縄でも張るのですか。きちつと答えてください。

○伊藤(卓)政府委員 ただいま私が御説明しました官報登載の趣旨をそういうふうにご理解いただくと不本意でございますけれども、いろいろな形で一般の方に知らせておくというのが必要でございます。官報登載というのは一つの明確な、例えば保護区における規制等を伴うという意味で法的効果も頭に置いた上での規定でございますけれども、先生おっしゃるとおり、まさに現場において具体的にするには、実効を上げさせるためには、標識の問題であるとか、地元の市町村なり現地のボランティアも含めてですけれども、現地の方々がそこをそういうものとして認識して守つて

いただくということでありませんと、環境庁の職員が何人いてもこれは守り切れませんので、ボランティア云々とおっしゃいましたけれども、やはりそういった方の御理解も得ながら進めていきたいというふうに考えております。

○時崎委員 調査室でつくつていただいたこの資料の中に、まあこちらにもあるのですが、自然保護審議会の答申書が載つておるのですが、この中で、今ボランティアのお話が出ましたから、「ボランティア等の協力が得られるよう措置するとともに、情報と人のネットワークを確立していくことが必要である」、こう言っているのです。モニタリングを含めて相当重要だと思ひますので、もう少しこの答申の中にあります情報と人のネットワークの確立、具体的は何をどういふふうにするのか、お聞かせをいただきたい。

○伊藤(卓)政府委員 野生生物の保護を進める上で、調査とかモニタリングとかいふのは非常に重要でございます。そのためのマンパワーが必要なこと、データ集積の努力、施設が必要であることは、実は御指摘のように答申でも指摘されておるところでございます。

幸いに私もいたしましては、環境庁発足以来やっております緑の国勢調査、さらには先ほど触れましたレッドデータブックの編集に当たりまして、いろいろな形でネットワークをつくり上げつづけています。そういうことで、そういったものを有効に活用したいし、さらには将来の人材育成というふうなことも考えながら、そういった総合的な力に対応していきたいと考えております。

○時崎委員 どうもこういうところは歯切れが悪いですね。ネットワークをつくるのですか、つくらないのですか。答申で指摘を受けているわけでしょう。その将来というのには「国レベルの例えば自然史センター、総合的な調査センター等の設置についても長期的視野で検討」、こうなる。こっちはずばり言っているのですから、どうですか。○伊藤(卓)政府委員 私どもとしては、例えば自

然史センターとか総合的な調査センターの設置というのを具体的に今考えておるわけではございませんが、例えばトキとかタンチョウに關しましては、それぞれ守るための野生鳥獣保護のセンターを現在準備中でございます。そういったものを将来とも拡充していきたい、そういったところを通じて、人材育成にも寄与させたいと考えております。

○時崎委員 どうも私の聞いているのと大分違うのですが、情報と人のネットワークを確立せよ、こう答申が出ているのです。それは今回はやらないよ、将来どうなるかはわからぬが、将来は検討の材料かもしれないが、今回はその答申はやらないよとはつきり言つてください。

○伊藤(卓)政府委員 幸いにこの法律が成立いたしましたら、今まで持つておりますものを再整備をしていきたいというふうに考えます。

○時崎委員 どうも環境庁の考えていることは、まあ大臣の座る場所もずっと端の方に座つておるから、それほど私は重要な大臣だと見られていないだろうと思うから、環境庁ではなくて環境省にしないかという主張もしました。これは職員までそういう考えになつてゐるんじゃないかと思うのです。もう少し自信を持つて法律を出さなければ、この法律が通つたつて今のような答弁では、実際にはその辺にゐるのはボランティアに任せます、役場に任せるといふことだ。それで、私のところも何か絶滅のおそれに引かれてもらいたいくらいのところに進んでいるのです。さつきトキなんて言うから、びくつとした。絶滅のおそれが私にもあるのかと思つてね。

いいですか、その周辺に住んでいる人に頼むというだけでしょ。そして、先ほど岡崎委員からも言われたように、お金はと言つと、いや、それはない、そういう話です。それにこのネットワークづくりも、何か今までもあるものを見直して、この総合的な調査センターというのか、そういうものをつくらうと言つたら、これは先だ、こ

なっている。こういう姿勢そのものが、私にはどうも予算要求してもだめだから、もう最初からやめたというような感じに受け取れてしまう。もつと胸を張って、これは絶対必要だ。そうでしょう、これは国民の生命を守るというのですから、何にも増してかえがたい。その姿勢が、答弁なりこの案の中におおわいのですね。何か指定だけしたらもうこれでおしまい。さっき言ったでしよう。小田城、昭和十年にやって、だれも文化財だつて知らないのですよ。そのうちに役所もわからぬから市街化区域にしてしまふのですよ。市街化区域になれば、家はぼんぼん届け出だけでできるでしよう。こういう状態ですよ。だから、法律つくって適用するのならば、もっときつと、それ相応の体制を整えなければならぬのじやないか、私はこう思っております。いいです、時間が大分たちますから。

そこで、この法案が取りざたされている中で、私ずっと新聞の切り抜きを持っています。これが、この中で若干指摘しておきたいのは、これは新聞の報道ですから、ちよつとの時間だけ聞いていただく。既に運輸省は保護区から鉄道施設、飛行場、港湾区域、臨港地区を除くことを環境庁に求めている。それから、「保護区内の河川改修や護岸工事などの公共事業、標識設置などは、」規制の対象外。「国有林の伐採も、」云々云々云々というふうな、もうあちらこちらからこの法律の骨抜きを図っているという報道がされているんです。これは皆さんの方も見ていると思うのです。

例えば、保護区を指定した、そこは水辺の水生植物等がある、後ろの山で国有林の伐採をばんばんやっちゃったかどうかになるか。これはいいのです、保護区ではないのですから、指定地域でなければ。最近の林野庁の予算というのか財政が余りよくないというので、伐採してもすぐは植林しない。ある程度成長しても間伐すらできないのですよ。ましてや下刈りもやつてませんよ。当然周辺部にそういう山林があるから、そこ

は湿地帯として保護すべき場所に指定されたんだらうと思うのです。そういうところに対して、環境庁長官は、この法律からいくと何ができるんですか。

○伊藤(卓)政府委員 保護区外の行為が保護区内に影響を及ぼす場合というお尋ねかと思ひますけれども、実はそういった保護区の設定の際には、まずどういった生息状況であるかを十分調査いたしました上で、それに対する影響を緩和することも含めて保護区の設定をするということでございます。それが第一でございます。

それから第二義的になりますけれども、保護区外に行われる行為が非常に影響を及ぼすという場合であれば、これはいろいろな形で御相談をしていくということにならうかと思ひます。

○時崎委員 私先ほど、新聞の運輸省の関係で鉄道とか港湾とか飛行場とか言いましたが、それは最初からもうそういうところは避けて指定する予定ですか。運輸省からのそういう求めがあったと報道されている。これは誤報かどうかというのがまず一つ。それから、いや、そうではない、求められているとすれば、どう考えるのか。

○伊藤(卓)政府委員 具体的な保護区の設定に当たりましては、やはり保護区として適切かどうかという点から判断するわけでございますので、一たん保護区として設定された以上は、当然のことでございますけれども、そこでそれを侵すような開発行為というのは協議等の対象になるというふうな考えております。

○時崎委員 どうも言うことがよくわからないのです。保護区として指定されて、その後開発しようとする場合には対象となるのは、それはだめよという意味で対象になるのか、いや、環境庁があつてと引つ込んでいって認めちゃう、解除しちゃうという意味で言っているのか、それがさっぱりわからないのです。

○伊藤(卓)政府委員 当然のことながら、その保護区を守るといふ観点からの協議に應ずるわけでございませう。

○時崎委員 もう時間もございませんで、最後に長官にぜひ考えていただきたいのは、冒頭言われたように、この法律は絶滅のおそれある動植物の種を守るということ、これも一つの目的であるうとは思ひますが、真の目的は自然環境の保全で、人間が生きていくにふさわしい環境をつくらうということ、そしてこれは自然環境保全法、二十年前と同じぐらい重要なことだと思ひます。二十年前と同じぐらい重要なことだと思ひます。その勢い経済活動との間に摩擦を起すし、役所の中だつて問題は起きてくると思ひます。そのときに環境庁自体、長官自身が毅然とした態度をとつてやらなければ、この法律は実効性ある法律にならないと思ひます。

ぜひそのために、指定する段階、それからその後また追加することもあるだらうし、そしてまた開発のいろいろな要請もあるでしよう、そのときにやはりその目的に合致した法の正しい運用というのでしうか、施行していただかなければならない、こう思ひます。その決意のほどを最後にお聞かせをいただきたい、こう思ひます。

○中村國務大臣 種の保全、守るといふことが良好な自然環境を守るといふことであり、そういうことを通じて、我々も地球上に生存する一つの種としての人類でありますから、種を、仲間を守つて良好な自然環境を保全していこうということだと思ひます。そして、今委員御指摘のことは、まさに的を射た御指摘だと思ひます。そして、やはり民主主義の世の中ですから、いろいろな御意見をお持ちの方がいる。そして、開発を優先させようというお考えの方もいる。その中で、今地球の環境というものが本當にのびのびしないところまで、人類のいろいろな活動による負担に耐えられないような状態にまでなつてきたといふところで、環境庁で上がつてから二十年であつたけれども、その間にいろいろなことを経験し、今やつと環境庁の組織、体制の充実も図らなければいけない、環境基本法というふうなもの制定も図らなければいけないというふうな時期に

なつてまいりました。そして、こういうことをやるのに、やはり法的規制、こういうものをつくつていただくこと、これが大切でありますけれども、それを執行していく上にはやはり国民の合意、いろいろなそうした認識の高まり、そういうものが大切かと思ひます。

そういうことについて、先ほど教育のお話もしましたけれども、いろいろな国民に対する啓発、PR、そういうことも含めて、こういう法律をつくつていただいて実効あるものになり、そして地球環境保全が果たせるように頑張つてまいりたいと思ひます。

○時崎委員 終わります。ありがとうございました。

○小杉委員長 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後一時三十分開議

○小杉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。岩垂壽喜男君。

〔委員長退席、塩谷委員代理着席〕
○岩垂委員 最初に、大変恐縮ですが、きのう私質問を準備しようと思つて家に帰りました。朝日新聞の夕刊を見ましたら、奄美のゴルフ場建設に関連をいたしまして、生きた化石と言われているアマミノクロウサギの生息を示すふんが発見されたという記事が出ております。長官もあるいは局長も恐らくごらんになつていらっしゃると思ひますが、県の方は調査をしたのだけれどもいいないというところを確かしてゴルフ場の建設に取りかかるといふことになつていくわけですが、もう歴然とクロウサギのふんであるといふことを確認しているわけですが、したがって、これは本法律とも関係があるわけですが、まだ施行されていませんからどういふふうになつていくかといふことは法律にかかわつて申し上げるわけではございませう。

れども、もう申すまでもなく、こういう状況というものに對して環境庁がそのまゝ目をつぶっているというわけにはいかならうというふうに思っています。

そこで、かねてからクロウサギのことは奄美大島では問題になっているわけですから、恐らくアセスの項目の中にその種のもが入っていたのではないかと私は思うのです。まだ確かめてありません。しかし、もし入っていたとすれば、それはもう生存していない、生息していないということであるのだらうというふうに思います。そうだとすると、これはアセスが不完全であつて間違ひであつたということにもなるわけでありまして、環境庁としてはその辺をきちんと押さえていただきたい、調査をして速やかな対応をお願いしたいと思いますが、この点について御答弁を煩わしいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 ただいま御指摘のアミノクロウサギの件につきましては、具体的には県の方に情報を求めたいと考えておりますけれども、御存じのように奄美大島あるいは徳之島といったところにすむ非常に固有種で数が急激に減つていくというところは確かでございますので、これをどういう形で守っていくか。天敵の野良犬とか野良猫にやられていくということもありませんけれども、いずれにしても、そういった貴重なものを守るために生息地の保護というのが非常に有効であるし大事であるということは、審議会の答申にも御指摘いただいているところでございます。本法が制定されれば、そういったものの対象としても当然なり得るものと考えておりまして、今後の検討課題したいと思います。

○岩垂委員 伊藤さん、これは国の天然記念物なんです。したがって、本法が適用されればという議論ではなくて、今の法律の中でも、今私がアセスのことを言いました、項目はわかりませんけれども、そういう問題があるだけに、やはり環境庁はきちんと実情を調査する、そして因果関係を明らかにする、その上で一体どうしたらこれを保護

できるかということを検討いただきたいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 至急事情を調べてみたいと思います。

○岩垂委員 それと関連して、これも東北ではかなり大きな問題になっているのですが、例のJR東日本のリゾート構想に関連をしまして、イヌワシの繁殖が失敗をいたしました。この因果関係もいろいろ論争のあるところですが、しかし、いづれにしてもそういう種が繁殖できない、こういう状態というのは、えさの関係もあるでしょう、いろいろなあるにしても、やはりすぐ近くでJR東日本がリゾート開発をやるというふうなことはきちんと見直して、そのイヌワシの繁殖失敗という事実をとらえて、そこからさかのぼって、どういう形だったのだらうか、それならばこうしなければいけないのではないのかという措置をとるべきだと思いますけれども、これは大臣にお答えをいただきたい前に、伊藤さんにお答えをいただきたいと思

○伊藤(卓)政府委員 ただいまのイヌワシの課題は具体的に私存じ上げませんので恐縮でございますが、いづれにしても、そういったものの生息地なりを具体的にどういった形で守っていくことがはつきりしていないために、一方で事業者がそういったことを必ずしも知らないで事業をやつてしまふということもありますので、そういった仕切りをするという意味でも、本法による基本方針の策定とかそれに基づく指定とかいうものを進めていきたいと考えているところでございます。

○岩垂委員 伊藤さん、法律が通れば万能だ、だからといって通る前までは何もできないことはないのですよ。私は、因果関係についていろいろ論争があるにしても、今度の繁殖の失敗というのは、えさの問題もあるでしょう、やはり生態系全体の問題というふうにとらえるべきではないかと思ひますので、この辺も一遍ちよつと調査をしていただきたい、県の当局からも事情を聴取してい

ただきたい。同時に、自然保護団体がずっと三年間観察を続けてきた、そういう熱意と努力に對して答えを持ち合わせていることが環境行政の上では必要だということに思ひますので、そういう手だて、つまり県、当事者、あるいは生態系全体の中でJR東日本のリゾート開発がどんな意味を持つかというようなことについてもぜひ関心を寄せていただきたい、調査をしていただきたい。よろしくございませうか。

○伊藤(卓)政府委員 大変恐縮でございますが、具体的には私存じ上げませんでしたのであれですが、けれども、県等でもいろいろ調査をしておるようでございますので、事情を聞いてみたいと思ひます。

○岩垂委員 事情を聞くだけでなく、イヌワシにしてもクロウサギにしても守るという観点を環境庁としては堅持して対応していただくことをお願いしたいと思ひますが、よろしくございませう。

○伊藤(卓)政府委員 はい、そのとおりでございます。

○岩垂委員 これは一番最初に質問をすると大変申しわけないこともかもしれませんが、この法案が出てきた背景というのは、やはりワシントン条約、そしてそれに関連する国内法というものを意識して国内の措置をとるということで法案の御準備が行われてきたと考えます。もう一つは、もう私から申し上げるまでもございませぬけれども、UNCEDで野生動植物の種の保存といひましようか、その条約、やや暗礁に乗り上げてるところもあるようですけれども、そういう国際的な、人類的な課題にこたえるという性格を持っていると思ひます。

そこで、ぜひ念頭に置いていただきたいのは、これは絶滅に瀕しつつある野生の動植物というものを対象にするわけですね。しかし、考えてみると、それは切り離して存在するものではなくて、生態系全体の中の一わば一部分といひましようか、緊急を要するものだ、つまり応急的な手だて

というふうに私は思うのです。保全条約なりアジェンダ21、あるいはもつとはつきり言うところアースチャーター、地球憲章にしても、そういう方向をやや歴史的に踏み出す、そのチャンスがUNCEDだと思ひます。したがって、名前はいろいろ呼び方があると思うのですが、生態系の保全のための基本法のようなものを考えるべきだ、またお考えになっていらっしゃると思うのですが、その点についての御答弁を煩わしいと思ひます。

○伊藤(卓)政府委員 ただいま御指摘の世界的な流れの中で、特に生物多様性条約の交渉が現在進んでおるわけでございます。その条約の中では、生物多様性というものを地球上の生物の多様さとともに生息環境の多様さをあらわす概念としてとらえまして、さらに、そのとらえ方といひましまして生態系の多様性、生物種の多様性、遺伝子の多様性、そういうとらえ方をし、それらの最大限の保全を図るというふうなことでございませうが、実は我が国の法制といひましては、御案内のように自然環境保全法というのがございまして、いわば生態系のとらえ方としてはこの法律がある、さらにその傘のもとに自然公園法であるとか鳥獣保護法があり、また今回考へております特に種に着目した法律が出てくるというふうな形で、大きな考え方といひますれば、そういった世界的な流れの中に準備が進みつつあるというふうにお考えいただいてよろしいのではないかとと思ひます。

○岩垂委員 それでは、生物的多様性の保全条約について今局長から御答弁をいただきました、その三つの条件、つまり生態系の多様性、種の多様性、それから種内の多様性、つまり遺伝子レベルのことですが、全部自然環境保全法でフォローされていませうか。そういう認識ですか。

○伊藤(卓)政府委員 ちよつと言葉が足りませんでしたけれども、自然環境保全法というものはむしろ生態系の多様性を守るという観点からのものであるというふうに理解をいたしております。

○中村国務大臣 今御指摘ありました自然生態系を守るような基本法というお話でございましてたけ

れども、今度の提出させていただいております法律は、この生物多様性条約交渉の中の生物種の多様性に対応する部分ではないか、それで、先ほど局長が答弁したように、生態系が多様性は今の自然環境保全法である、そして新しい問題として、遺伝子の問題が出てきております。非常にこの条約は広範囲なことをやっておりますので、今の交渉で、技術的な発展途上国に関する移転だとか、その条件だとかということではないかという議論がある、委員恐らく御存じのとおりだと思います。

そういう中で、私どもは環境を守る法体系の整備ということは今検討しております。総理からも御指示がありました基本法のようなものを今考えております。そういったものの中に、今委員御指摘のような生態系の保全というものを、実体的なところは入れていく、いろいろなものがそこ含まれていくという環境に関する基本法という検討の中に加えて検討していくべきものではないかというように今を今と考へさせていただきます。

○岩垂委員 私、別に一本別個に立ててという議論をするつもりはありません。ただ問題は、生物的多様性保全条約が結ばれた場合あるいは結ばれなくても、問題意識は共通なんですから、途上国の人たちが含めて、問題は、その財政的な問題などを含めた賛否の議論があるわけでありまして、そういう広い意味のとらえ方というものを国内の法律の中できちんと位置づける必要がある。したがって、そういう基本法と言つて悪ければ、生態系を保存するためのトータルな法律という制度というか、そういうものの新しい発足が必要だという認識について、長官、今大体お答えになりましたけれども、ぜひお言葉をいただきたいと思ひます。

○中村国務大臣 今もお答えしましたように、今この生物多様性条約の内容自体がまだ固まっております。これが固まって確定してまいりましたときには、それに従いまして国内の措置が必要になつてくる、当然そういった条約の内容に合った、適合する国内措置、それには既存の制度の活用もあると思いますが、新たな制度の導入というふうなものもあると思います。そういうものを含めて検討していくことになる、このように考えております。

○岩垂委員 この法律が出てきた背景というものを振り返ってみますと、私かなり感無量なものであるのです。というのは、キンクロライオンタマリンが十二頭、日本の動物園、モンキーセンターなどで発見をされまして、それはまさに密輸のブラジルにも個体数で四百頭ぐらいいしかないのじやないかという中の十二頭が、いつの間にか日本に入つていた。私は、この委員会が指摘をしました。そして返すところまでいったのです。が、どうやって返すんだ、その費用をだれが負担するんだという議論でなかなか返還がくれませんでした。当時は通産省の皆さんの御配慮もあり、私自身も実は自腹を切つてその一部分を通産省にお預けをして、そして御努力をいただいた、それがWFFJなどの御協力も得ながら返還されたいきさつがございします。

この間聞きましたら、保護センターみたいなところで飼つて、ふえまして、それを逐次野生に戻しているというのです。大変ふえたというのです。このとき、私はやはり返還ということの意味を真剣に考えなければいかぬ、そうかといつて、悪いことをした人のしりぬぐいを国が税金でやるというわけにもいかなないぞという感じも一面でございしました。しかし、国際的なそういう要請にこたえるためには早く返してあげなければいけない、それは同時に、もしなくなつたりしてしまつたらどうなるんだらうかというふうなこともジレンマとして感じてまいりましたが、その道筋が開かれることになつたわけです。

ただ、そうはいいながら、さつき局長の前の委員とのやりとりを聞いていますと、確かに不正な取引をしたのがわかれば、そこに負担をかけることができる、しかし、あの場合でもそうだけれども、転売、転売なんですね。そういうときにその費用をどうするんだらうかということを考えると、これは今私が言つてはいけなことをなだつた、しかし、やはりそれに対して対応するためには、ある種のファンドみたいなものが民間レベルでも何でもいいが、考えておかなければいけないというふうな思ひわけですが、その点の認識をどうおとらえますか。

○伊藤(卓)政府委員 違反で輸入されたものの返還の仕方につきましては、なかなかいろいろなケースがありますので、これは先生も御苦労いただいたこととおわかりのように、具体的にどのような手だてがあるのか、そのためにあらかじめそれだけのファンドというのをはなかなかに立てにくいので、やはりケースに応じて募金等をする、幸いに、最近ではいろいろな関心を持つ団体もふえてきておりますので、そういった形も一つの方法じやないかと考えております。

○岩垂委員 この法律をつくるのときに関係省庁とすり合わせをして、いろいろな新聞にも書かれた面もございしますし、御苦労があったことを承知いたしております。

そこで、実はきょうは建設省や林野庁や水産庁や文化庁や全部お越しをいただきました。そこで、最初に建設省にお願いをしたいのですが、やはり開発官庁という性格を持たざるを得ないし、持つていらつしやるわけです。そのときに、やはりここは保全をしたい、守つていかなければ生物が守れないという場合のやりとりということの中を含めて、建設省はこの法案に対してどう対応なさるおつもりか、その見解をお尋ねしておきたいと思ひます。

○澤井説明員 ただいま先生からも開発官庁というお話しございました。建設省では、住宅、社会資本整備を通じまして、安全、快適で豊かな環境を実現していく、その中で自然と人間活動との共生を目指していくことが建設省の非常に重要な使命ではないかと考えているところでございます。

この中で、絶滅のおそれのある種の保存につきましても、非常に重要な課題であると考えておりまして、従来から公共事業の実施などに際しまして、生物の生息に公共事業が及ぼす影響を調査し、対応を行つてきたところでございします。例えば、盛土で高速道路をつくりまして、その上をタヌキとか生物が横断して、年間に、数字はわかりませんが、相当多くの動物が死ぬということが言われております。このために、あるところでは、盛土の下にトンネルをつくりまして、これをけもの道として活用しよう、実際そういうものをつくりましたら、そこに実際に生物があらわれたという例も聞いております。また、貴重な高山植物などが水の汚れて衰退していくということを防ぐことをまさに目的の一つとして下水道を整備するという例もございします。あるいは河川区域の中で、貴重な生物の生息の場を積極的に創出していくというふうなこともやっております。

今回の法案につきましては、ある意味ではこういった従来の対応を法律の上でルール化するという面も持つていっていると思つておりまして、私どももいたしましては、こういった法律にのっとりまして、今後一層こういつた面でも施策を充実してまいりたいというふうに考えているところでございします。

○岩垂委員 やはり建設省は道路も川も、それからもちろん広い地域を開発するというようなことと、そこに住宅を建てていくというふうな言つてしまえば非常に大きな仕事をやっているわけですね。それ自身というふうな言つてはいけなものでしょう、その結果として、自然環境の破壊というものがある。そこで起つていっていることが指摘されている。

例えば私は、長良川のことをここで申し上げるつもりはございせんけれども、アセスの問題でも、結果的に第三者というよりも建設省の下請みたいな企業がアセスをやつて、そしてこれでパスという議論には本当はならないけれども、手

統的にはそういうことが進んでいるという状態がある。だから念には念を入れて、例えば四百三十兆円の公共投資にしても、これからの国土の開発に伴うさまざまなプランにしても、そのところをきっちりと押さえていたかないとどうにもならぬというふうに思いますが、念のためにもう一遍建設省のきっちとした対応をここで担保しておいていただきたいと思ひます。

○澤井説明員 先ほどは主として環境を保全し、あるいは創造する目的でやっている事業につきまして若干御説明いたしました。御指摘のとおり、事業を実施する際に、生活環境あるいは周辺の自然環境との調和に細心の注意をするということも非常に大事な課題だと考えておりました。今後とも一層努力してまいる所存でございます。

○岩垂委員 澤井調整課長だけとやりとりをするのもどうかと思うのですが、例のリゾート法の制定が進んでまいりまして、国土の二〇%です、日本の農地面積というのは五百三十七万平方メートル、農地面積に匹敵するくらいな面積がリゾート法の指定になっているわけですね、あるいは予定地になつております。そうすると、生息地をというふうなことをいってても片方ではほとんどリゾート法で、壊されていくとは言いませんけれども、そうした自然環境が損なわれているという現実がここにあるわけです。そのときに、いや、生息地を保全するとか確保するとかいってみたところで、それはもう、ちよつと無理ですよというふうな議論になりやすい。また同時に、地元の中にも自然なものでどっちでもいいやという考え方がないとも言えないということを考えたときに、環境庁は調整官庁でございませうけれども、やはり環境庁のインシニアチブというか対応というものをきちんと尊重してほしい。これは念のために、大変恐縮ですが御答弁をお願いしておきたいと思ひます。

○澤井説明員 リゾート地域の開発につきまして政府の中でも関係の幾つかの省庁が協力して進めておりますが、その過程におきましても、先ほど申し上げましたのと同じように、周辺の環境との調和あるいは貴重な自然の保全ということには当然留意されるべきだと考えております。特に、リゾートの場合にはむしろそういった貴重な自然をその中で生かしていくということも非常に大事な観点だと考えておりました。今後ともそういう方向で努力してまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 では次に、林野庁、国有林の問題になるわけですが、やはりこれも生息地の保存については非常に重要な、決定的な意味を持っているというふうに言っても差し支えないと思ひます。白神山系のブナの原生林というようなものを皆さんの御努力を含めて守り抜いてきました。そういう意味でいうと、国有林が持つている生態系を維持していく上での役割というのはとても大きいと思ひます。ただ、林野財政が大変厳しいということも承知しています。だけれども、やはり林野庁は少し方針を変えて、日本の貴重な自然を守っていくという観点を行政の基本に据えるという政策的な転換をなさったというふうに私は受けとめています。この法律に対して林野庁はどんな対応をなさろうとしているか、お答えをいただきたいと思ひます。

○弘中説明員 御説明申し上げます。国有林野事業におきましては従来から原生林や希少な動植物の保護等を目的とした保護林制度というものがございまして、これにより希少な野生動植物の生息地、生育地をゾーニングしまして、木材生産のための伐採等各種行為の原則禁止、営木の保存、給餌木の植栽など営林署、森林事務所等国有林の管理組織により希少な野生動植物種の保存を図ってきたところでございます。

この保護林につきましては、平成元年に森林生態系保護地区の設定等を含む保護林制度の再編、拡充を図ったところであり、平成四年四月一日現在九百二十九カ所、三十一万六千六百四十三ヘクタールを指定し、この中で多くの野生生物の保存を図っているところであります。

本法案は、このような国有林野事業の政策の方向にも合致するものであることから積極的に評価しているところであり、希少な野生動植物種の保存を図るため、今後とも保護林制度の一層の充実を図ってまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 森林生態系保護地区という発想というのは、大変立派な発想だと私は思ひます。ただ、それは平成元年ですから時間もたっていないということかもしれませんが、この考え方を周知徹底をして第一線の方々がそういう努力をしているという点からいうと、ちよつとずれがあるような感じがしないわけではない、具体的な例は言いませんけれども、これはやはり周知徹底をして、その考え方、思想というものを林野行政の真ん中にすんとはめ込んでいただきたい。そういう点で、きょうはもう各論に入りませうけれども、この法律に対して、林野庁、組織を挙げて協力をする、協調するということの御答弁がいただけたらいいなと思ひます。

○弘中説明員 国有林野事業におきましては、昨年改善計画を改定したところでございますが、その大きな柱の一つといたしまして、四つの森林機能に着目し森林の管理経営をやるということになつております。その中で自然維持林という区分をしてございます。そういう自然維持林の定着と、本年度、現場の計画でございまして施業管理計画を一年に一度更新することになってございますが、そういう中で先生御指摘のような自然保護についての考え方もきちんと整理いたしまして、現場までこの考え方が浸透するようにしてまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 水産庁にお願いをいたします。

水産庁はお魚をとる方に重点を置くわけですが、どうしても希少の種といましようか魚との競合が出てきますね。例えば鯨の問題もいろいろ議論のあるところであります。それからゼニガタアザラシなんかでもそうだろうと思ひます。そういう問題を含めて、この法案と水産庁の対応とでもいまいしうか、そこらについて一体どう

んな認識を持っていらっしゃるか、ぜひお答えをいただきたいと思ひます。

○小峯説明員 お答えを申し上げます。漁業につきましては、今御指摘ございましたように、本来自然の恵み、こういったものを利用することによって成立している、こういう言つてみれば環境依存型の産業でございます。したがって、漁業資源の持続的な利用を図り、漁業活動を円滑に継続していく、そういうためには我々水産サイドといたしまして、まず通常の漁業行為につきましても、科学的データに基づきまして許容漁獲量の範囲内で適正に管理された漁業、こういった漁業を実践していくということが大事かと考えております。

それから、資源的に問題の生じている水産生物、こういったものにつきましては、本法案の趣旨を踏まえまして積極的に保護増殖措置を講じていく、それによって資源の維持回復を図っていく、こういうことが重要である、かように考えておる次第でございます。

○岩垂委員 文化庁がお越しなんです、天然記念物の指定をなさるわけですが、これとこの法律との関係というのをどういうふうにとらえていらっしゃるのか、御答弁をいただきたいと思ひます。

と申しますのは、指定をしたが指定のしつ放しというふうなことをさつきも時崎委員が指摘をしておりましたけれども、そういう問題点を含めて、この法律との競合、それから協調という二つの面があると思ひますので、御答弁をいただきたいと思ひます。

○吉澤説明員 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案は、生態系の重要な構成要素であり、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠くことができないものである野生動植物のうち、絶滅のおそれのあるものの種の保存を図る、これによって良好な自然環境の保全等を図ることを目的とするというふうに私たちは承知しているわけでありまして、

一方、天然記念物は、文化財保護法の規定により文部大臣が指定するものでありますが、この文化財保護法は、文化財の保存、活用によって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の振興に貢献するということを目的といたしまして、動植物、地質鉱物、こういう中で我が国にとって学術上価値の高いものうち重要なものを天然記念物に指定しているというものであります。したがって、現在審議中のこの法案と文化財保護法とはそれぞれ趣旨、目的が異なるものであるというふうに理解しております。本法案が制定後においても、制度的には天然記念物の保護と直接のかかわりはないのではないかとこのように思っております。

ただ、この法案の対象とするものがどういふものになるのかというのは現時点では明らかになっていないわけでありまして、本法案の対象となる動植物と天然記念物に指定されているものが実態としてダブルということと考えられるというふうに思っています。そのため、この法律制定後におきましては、その対象とする動植物と天然記念物との関係、その保護のあり方等につきましては、環境庁と十分連絡、協議、調整を行っていきたいというふうに考えております。

○岩垂委員 きょう実はお忙しい皆さんを、農水省、これは林野庁、水産庁ですが、さらに建設省などにもお越しをいただきました。通産省の関連もございます。大臣、この法律を本場に守っていくために、御存じのいろいろな法律が競合していますよね。それからまた、エリアが違ったり一緒になったりといった感じのところがありますよね。目的も、全体から見れば共通だけれどもやはりちよつとずつ違っているところもあつたと思います。やはり関係官庁の合議の場所をきちんとつくつた方がいいと思うのです。また、つくるべきだと思つたのです。これは竹下さんが、環境を論じれば良識も知性も勇気もない政治家だといふことも言われたそうだけれども、全くこの言葉たるや御立派な言葉だといふふうに思っています。

そういう意味でも、やはりこの問題を議論するときの合議をする場所というのは、ぜひ長官のイニシアチブで考えていただきたいなというふうに思っていますけれども、どうですか。

○伊藤(卓)政府委員 私ども、この法律に基づきまして基本方針を策定するという中で、各省と必ず協議をしなければいけないということになりますし、そういう場合ももちろんつくつていききたいと思つております。御存じのように既にワシントン条約では関係省庁が緊密な連携を図つてきておりますから、こういった例にも倣ひましてこの際そういった組織も考えていきたいと考えております。

○岩垂委員 各省庁の皆さんにもぜひ御協力をいただいて、いろいろな法律が、普通と比べるとちよつと複雑なんですね、次から次へと継ぎ足していったような法律の体系もあつてみたり、それから全く新しい分野があつたりという感じでございます。法律の運用には関係官庁のきちんとした理解とそれから協議が必要だといふふうに思っていますので、ぜひ合議の機会というものを保障して進めていただきたい、このことをお願いをしたというふうに思います。

それで、早いもので時間がどんどん進んでしまふのですが、少し質問を速めてみたいと思つたのです。

実は、長官はあるいは御存じだと思つたのですけれども、この一月十八日に、世界自然保護基金日本委員会、それから日本自然保護協会、それから日本野鳥の会、関西自然保護機構という四つの団体が中心になって、「滅びゆく野生生物種を救うために」というシンポジウムを開かれました。私も出席する予定だったのですが、急な用事が入つて行けなかつたのですけれども、非常に立派な報告書がで上がったと思います。報告書はともかくとしても、その中で声明が出されております。率直に言つて、そういう運動にかかわっている人たちはほとんどボランティアで一生懸命頑張つていらっしゃる。そういう人たちの気持ちを尊重するといふことは、行政にとつても大事だし、我々政治にかかわる者として非常に基本的なものでなければならぬといふふうに思つたのです。

そこで、たまに大臣に伺いますが、とりあえず局長と、あらかじめ質問の通告もしてございまして、これに、国民に答えるという立場で御答弁をいただきたいなというふうに思つたのです。

第一は、言うまでもございませぬけれども、この法律のいわば性格ということでは、「将来に継承すべき財産である」、つまり最近の自然環境などの標語には、豊かな自然といふのは親から引き継いだものではなくて、子供や孫から預かつているものだといふ言い方がひとつ言われましたけれども、まさにそのとおりなんです、そういう点についてお答えをいただきますね。伊藤さん、それについてお答えをいただきますね。

○伊藤(卓)政府委員 御指摘の第一点で、目的に開いての今先生御紹介のような御要望がございまして、これは法律に一応書いてありますけれども、例えば一条の一番最後の方でございまして、例え「もつて現在及び将来の国民の」云々といふような表現で、この辺を生かしたつもりでございいます。

○岩垂委員 そういう考え方に立っているといふふうに受けとめたいと思つたのです。

二の「種の選定」は、「対象種は動植物全体から選び、海洋種も含むこと。種の生息状況は年々変化するものであるから、対象種を定期的に見直すこと。保護対象は種に限らず亜種あるいは地域個体群を含むこと。たとえば、四国のニホンツキノワグマ、四国・九州のニホンカモシカなどは対象に加えられるような規定にすること」といふふうになつていまして、定期的に見直すといふことは当然のことだと思つたのですが、例の地域個体群という発想についてどうにお考えになつていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思つたのです。

○伊藤(卓)政府委員 第二点の種の選定につきま

して、特に地域個体群につきましては、日本全体における絶滅のおそれのないといふような観点からこの法律の対象とはしない方針でございましてけれども、むしろ狩猟の適正化という観点で鳥獣保護法により対処する問題であるかと考えておるところでございいます。

○岩垂委員 鳥獣保護法の立場で地域個体群を守つていくという観点は、ぜひきちんとしておいていただきたいといふことを強調して、今の答弁を承つておきたいと思つたのです。

三番目は、「生息地の保全」、これは非常に重要なところだと思つたのですけれども、「種の保護」とつては、生息地を確保しその環境を保全して生息条件を満たすことが重要である。そのため、種の指定だけでなく、生息地の指定もできるようにし、その保護に関する規定をすること。また、生息地の環境が悪化した場合には、整備あるいは復元などを行うこと。」これは生息地といふものの指定を、テリトリリーといふふうに行つていふのかどうかわかりませんが、かなり広い範囲でとらなるとやはり生存が保障できないという例はたくさんあるわけではございませんので、その点は法律の中にも入つていますが、そのことを念頭に置いて御配慮いただくといふふうに考えてよろしいかどうかでございます。

○伊藤(卓)政府委員 ただいまの生息地の保全につきましては、具体的には第三章の「生息地等の保護に関する規制」、第四章の「保護増殖事業」に関する規定で受けたつもりでございまして、具体的な地域指定の範囲のとり方については、やはりそれぞれの生息状況を十分考えまして、先生の御指摘のような点も念頭に置きながら整理をしていきたいと考えております。

○岩垂委員 四番目は、「取得、所持、譲渡などの規制」といふことで、「対象となる種の採集、捕獲および所持を原則として禁止する。また、対象種および加工物の譲渡、譲受などを原則として禁止する。違反に対しては厳しい罰則を設けること。」これは生きた個体だけでは不十分だといふ

こと、そして事実上標本や剥製にするために殺してしまふというような形のこととも過去にはあったわけでごさいますから、そういうことを含めて考えると、やはり死んだものにもきちんと対応するということでない、法律的にいえばしり抜けになつてしまふという危惧があるだろうというふうに思います。この点はどんなふうにお考えですか。

○伊藤(卓)政府委員 今御指摘の個体の取り扱いにつきましては、第二章「個体の取扱いに関する規制」というようなところで御指摘のような点を踏まえて整備をしているところでございます。

○岩垂委員 五番目なんですけど、「開発の規制」。これは、「国や都道府県、市町村など行政機関が行う開発および開発の許可行為に関しては、本法律に關係するすべての種およびその生息地に対して悪影響を及ぼさないようにすること。」という、これは当然のことなんですけれども、国や都道府県、市町村などが行う開発だけでなく、さっき私がリゾートの問題で関連を申し上げたように、やはり関連する地域などについても十分な配慮をしていただきたい、この点は要請をしておきたいと思ひます。

六番目は、「被害対策」。「対象種による被害に對しては、適切な対策を講じ、場合によっては損失補填なども考慮すること。」というふうになつておりますが、この点は恐らく皆さんの方の御意見があると思ひますから、御答弁をいただきたいと思ひます。

○伊藤(卓)政府委員 第六番目の被害対策についてでございますけれども、これはこの絶滅のおそれのある種が被害を生ずるほどにふえてくるといふことが余り想定されないわけでごさいますし、生息地の指定の際に、あるいはその維持管理に当たつてもその被害対策を頭に置いて、例えばいろいろなさくを設けるといったようなことが一例ですが、そういったことも考へて進めていきたい。したがって、損失補償といった具体的な問題、現段階では想定しておらないところで

ございます。

○岩垂委員 ここはやがて問題が起つてくるころだろうと思ひますが、きょうはそのぐらいにしておきます。

七番目、「調査研究の体制」として、「対象となる種およびその生息環境のモニタリング・システムの確立を図り、継続的にモニタリングを行うこと。そのための調査研究および普及教育の機関を設置すること。」これはさつき崎崎さんとのやりとりがあつて、自然史センターみたいなものを云々と言つたら、今考へてないというふうにおつしやるわけだが、やはりこれは環境庁が腹を決めてそういうセンターをつくらなきゃいけませんよ。それは民間の御努力を待つということとは大事です。それぞれ専門家もそろつていられ、日本野鳥の会などは自然保護センターをつくろうという動きにも動き始めています。しかも、東南アジアだけじゃなくてアジアの鳥の専門家などを養成しようというふうな動きもあるわけなんです。これは日本だけでなく国際的にもそんなことも考えなきゃいかぬ時代が来たなというふうにも思ふので、特定の何々と言わなくてもいいけれども、そういうセンターをつくりたいと努力するというのを、長官、これは伊藤さんに言わせておいたのははだめだから、あなた自身がやはり腹を決めて、そういう研究体制、モニタリングのシステム、これは民間の人たちに協力をいただくといつたつて、ある種のテキストや訓練やそういうものが必要なんです。これをやっていきますと、警察の御協力もいただかなきゃならぬ、地方自治体の御協力もいただかなきゃならぬ、それから一般の市民の御協力もいただかなきゃならぬ。そういう場合にやはり最低限の知識といひましようか、そういうことをきちんとしておかなければいけませんよ。だから長官、在任中に調査費でもちゃんとつて、あなたは専門なんだから、そつちの方は上手なんだから、それを発足させるといふ歯切れのいい御答弁をいただきたいと思ひます。

(塩谷委員長代理退席、委員長着席)

○中村國務大臣 お答えさせていただきます。

環境庁ができてから二十年、そして今この時代になりましてやつとこうした種の保全もやろうという法律を出させていただけられるようになってまいりました。全体といたしましては、委員の御指摘のようなことを体して、これからいろんなやらなきゃいけないことがいっぱいありますので、それに対して組織、体制の拡充、予算の獲得等頑張ってまいりたいと思ひます。現にまいるいろやつていられることもございまして、それはちよつと局長からお答えさせていただきたいと思ひます。

○伊藤(卓)政府委員 釈迦に説法になつて恐縮ですが、これも、この野生生物の問題、非常に広うございまして、例えば鳥であれば、既に山階鳥研のような非常に歴史のあるところもありますし、それぞれ分野がございまして、その辺にまざるようなものを一元化したものとしてつくるといふのはとてもできないことではございまして、むしろ大学の研究ネットワークも含めて、中心となるような仕事を環境庁がやっていく、あるいは環境庁でも環境研究所がございまして、こういったところもこういう生態問題にも取り組み始めておりますから、こういったものをいかに使っていくかという、とりあえずはシステムづくりから私も始めていきたいというふうにお考へておりますが、いずれにしても、先生の御指摘は十分理解できますので、頑張ってまいりたいと思ひます。

○岩垂委員 何を言っているかわからない、今冷やかされましたけれども、私は大体わかりました。

八番目、「市民参加」。「ここが問題なんです。『市民参加』「対象種の選定、保護区の制定、規制やモニタリングの実施など、本制度の運用に際しては、学会や自然保護団体、地域の研究者や一般市民も発言または協議する権利があること、および、行政担当機関はこれらの発言・協議を尊重しなければならないことを明記」しろというふうに言われているわけです。

これは国民的課題だということはいふまでもないわけですし、それを担保するためには、そういう積極的なかわりというものを保障することが必要だろうと思ふのです。お役所仕事だけでやつていくことは不可能だと私は思ひます。そういう意味で、市民参加をどういう形で担保するのかというのをこの際きつちりお答えいただきたいと思ふのです。

○伊藤(卓)政府委員 現在私も、野生生物の保護行政を進めていく上いろいろな形で御意見をいただいております。何も法律で担保する以前といひますか、担保するとかなんとかいうことなうお聞かせいただいております。ございまして、これを具体的に法律に書くか書かないかという問題でございますが、日本の法体制としても、やり方としては審議会あるいは公聴会といったような手法がいろいろ取り入れられておりますので、法律的にはそういう整理をしたところでございまして。

○岩垂委員 あなた、木で鼻をくつつたような答弁をする、物を言いたくなくとも言いにくくなるんだよ。そういう市民参加というのは、中央だけでなく、地方でもいろいろなシステムが必要なんです。

それで、私は、念のために申し上げると、地方公共団体のかかわりという点で言うと、確かに法律に書いてあるのは、「種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」という、地方団体に対するお願いがございまして。ところが、御存じのように、自然環境保全法によれば、第六章をわざわざ起こして、自然環境保全地域の指定は都道府県は条例で云々と、つまり都道府県は条例でその他の積極的な施策をやっているわけなんです。さつき馬場さんがおつしやつたけれども、熊本県などというのは本当に、あの人の選挙区だから言うわけじゃないけれども、積極的な先取り行政をやつていますよ。だから、そういう意味で、やはり自治体もつと積極的ににかかわっていくことを保障する

ことが必要だし、自治体は自治体でちゃんとそういう審議会や何かのこをを含めた市民参加の道を積極的に関わっているわけですから、法で決まっても、今までもそうであったとすれば、より一層、例えばさっき言ったシンポジウムの主催団体など、特定の名称は言いませんけれども、そういう積極的な協力をお願いするということがやはり必要だということに思いますが、いかがですか。

○伊藤(卓)政府委員 先生の御指摘のような形で今後とも努力をしてまいりたいと思います。

○岩垂委員 九番目のことは、みんなが環境庁のことを心配して、「人員・予算措置」についてわざわざ一項目を加えてくれています。「本法律を有効なものとし、有効な保護措置がとれるようにするため、必要な予算措置、人材登用について規定すること。」こうなっているわけですね。

先ほど希少野生動物植物種保存推進員と例の鳥獣保護法に關連する鳥獣保護員の關連という意見も岡崎さんからありましたけれども、やはり環境庁自身の体制も考えなければいけません。それから同時に、そうした推進員になっていただく方々の研修やあるいは最低限の経済的な手当てというものを講ずる必要があるのではないだろうかというふうに思いますが、名譽職ということはこのことだけのことだそうなんですけれども、ただのことだけでなくて、何らかのそういう御努力に対して報いる道を講ずるお気持ちはございませんか。

○伊藤(卓)政府委員 今御指摘の点はごもっともなことだと思えます。ただ、環境行政は全般的にそうでございますけれども、基本的に財源がないというところでございまして、他に例えば特別会計を持つていけばいろいろなやりくりもできるとかということですが、そういう余裕もないということ、私どもとしては今のところは正當だと思いますが、真つ当な予算要求の形だけでございまして、けれども、いずれにしましても、新法ができれば

たらこれはまた一つの大きな武器になりますので、これを支えに予算要求等を行ってまいりたいと思えます。

○岩垂委員 先ほど同僚議員から言われましたけれども、少し胸を張って予算要求も人員の要求も含めてやっていかないと、少ない人数でやれと言つても無理な話だし、少ない予算でいろいろなことをやれと言つても無理な話ですから、そこはUNCEDを機会にしてきちんと予算、人員などについて充実強化をするということのためにぜひ御努力をいただきたいというふうに思います。

それで要請の項目はまだ十もあつたりしますけれども、私が感じたことで、希少野生動物を科学目的あるいは學術研究のためにという言葉があるわけですが、この定義がはっきりしていないのはないかと指摘がございまして、この定義はワシントン条約の締約国会議でもガイドラインがございまして、三つの証明をしなければならぬ。一つは、附屬書I以外の種では目的を達せられない場合、二つは、他の方法がない、三番目は、人工繁殖された個体が手に入らないというようなことの証明をする、そのことによって初めて學術的とか科学的という形で利用することができ、飼育することができるといふような決議があるわけですね。學術研究だから大学の研究所とつけば何でもよいということだけでは済まない、ある種のモラトリウムとでもいいたしうか、そういう定義はどうしても必要だと思つていますが、その点いかがですか。

○伊藤(卓)政府委員 學術研究目的で例えば大学の研究者が来れば何でもオーケーということではございせん、それがどういった目的に沿うものであるかというようなことはちゃんと把握した上で許可をするという形にならうかと思つております。

○岩垂委員 ある種のそういう証明を必要とするようなことを、ガイドラインといひましようか、そういうことで出した方がよいと思つておりますが、それは提案にとどめておきたいと思つております。そこで、例のレッドデータブック、これは環境

庁が編集したものはそのままかと思つていますが、WWFや自然保護協会などが植物に關して本をまとめています。これは当然、種の指定の場合に尊重されるところでよろしうございませうか。

○伊藤(卓)政府委員 貴重な資料として参考にさせていただきますと思つております。

○岩垂委員 参考といつたつて、自分がつくつたレッドデータブックですから、自分でつくつたものを自分で参考にしては困るので、自分でつくつた以上は、そのことをきちんと守つていくという今度の法律をつくらうとしていらつしやるわけだから、その点ははっきり御答弁をいただきたいと思つております。

○伊藤(卓)政府委員 ちよつと私、勘違いいたしました、植物についてというお尋ねだと理解したもので、それから申し上げましたけれども、私どもが直接やりました動物に關するものはかなり精緻な調査をやつておるという前提でございまして、植物については例えばアンケートに基づいて整理をされたというふうにも伺つておりますし、どこまで具体的な指定等の手続にたえ得るものか、そこはちよつと自信がありませんので、参考にさせていただきますという答弁にとどめさせていただきます。

○岩垂委員 動物の方はそつくりそのまま入るといふふうに私は理解していただこうと思つていますが、自分が努力したことの結果ですから、よろしうございませう。植物の方もどうぞこれから尊重していただきたいと思います。

最後に、遺産条約のことについて一言。これはこの法案とも若干の關係がございまして、御質問を申し上げたいと思つております。白山山系あるいは屋久島の屋久杉あるいは南西諸島のサンゴ礁など、特に白山山系のブナ、原生林と屋久杉について遺産条約の地域の対象に

指定するということについて、林野庁は問題意識を持つていらつしやるかどうか。

○弘中説明員 世界遺産条約につきましては、現在国会に提出されておるところでございまして、その審議を見た上でまた林野庁としての考え方を明白にすることになるかと思つていますが、現在、林野庁としましては、具体的な候補地を決定しているわけではございませんが、森林生態系保護地区の中から世界的に見ても傑出した価値を持つものを推薦し、關係各省庁で協議の上、学識経験者等の意見も参考にしながら世界遺産委員会に提出されるものと考えております。

○岩垂委員 長官がどこかで御発言になつたようなことを見たことを覚えておるのですが、白山山系のブナの原生林、屋久杉、私は石垣のサンゴ礁も言いたいわけですが、遺産条約の対象として環境庁としてはこれは推薦したいというお気持ちだろつと思つていますが、その点いかがですか。

○伊藤(卓)政府委員 今御質問の最初にございまして、長官という御指摘でございまして、けれども、前長官が白山山系あるいは屋久島を訪れておりました、その際に、この地の自然に非常に感銘を持たれたという発言はしております。

この世界遺産リストへの推薦のやり方につきましては、条約締結後に各省で連絡調整を図つて、専門家の意見を踏まえながらやっていくということとございまして、環境庁としては、国立公園あるいは自然環境保全地域といったような国内法で守られている地域、これは実は推薦の要件でもあるのでございまして、そういうものの中から世界的に誇り得るものとして、審議会の意見等を参考にしながら推薦していきたいと考えております。具体的は今どこことというものを明示するのは御勘弁いただきたいと思つております。

○岩垂委員 それじゃ何うけれども、白山山系のブナの原生林や屋久杉は世界的に価値のあるものだと思つておられるかどうかという質問に答えていただきたいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 世界遺産のクライテリアと

いうのがございますので、それに照らして判断せざるを得ませんので、今どうだということを明示することは控えたいと思います。(岩垂委員「いや、あなたが、環境庁がそう思っているかどうかだよ」と呼ぶ)

環境庁はと言いますけれども、これは審議会とか専門家の御意見も最終的には聴取する必要があると思いますので、控えさせていただきます。

○岩垂委員 この前の長官がおっしゃった言うが、環境行政というのは継続性を持たなければいけません。前の人が言ったことは関係ありませんというわけにはいかないはずですから、それをそのまま受けとめていきますかと私は聞かない。しかし、世界的に価値のあるものだということはだれが見たって言えることだと思ふ。だから、私はそういう質問をしている。手続はいろいろあるでしょう。そのことに對して、大臣、明確に答えてください。

○中村国務大臣 私も実は屋久島に視察に行こうかということでもと事務方にあれさせておるのでございますが、私はまだ屋久島、白神山地に行つたことがございませぬ。しかしながら、前長官が行つてそれを見て、大変立派な自然であるということをお説きされたのですから、私はそれなりの重みのあるお言葉だと思ひます。手続は申し上げたような手続になつていくと思ひますが、それは注目に値するところであらうというふうな認識は持つております。

○岩垂委員 ありがとうございます。以上で終わります。

○小杉委員長 東順治君。

○東(順)委員 いろいろ重なる質問もあるかと思ひますが、よろしくお願ひを申し上げますと思ひます。

初めに、国内希少野生動植物種の問題でございす。政令で定めるといふこととございすますが、どのような種を何種ぐらい指定されようと思はれるのか、また、この指定種を決定する際のガイドライン、基準、こういったものについてまず伺

いたいと思ひます。

○伊藤(卓)政府委員 お答えいたします。国内の種の指定につきましては、現時点で具体的な種の名前とかその数といったようなことを申し上げられないのは恐縮でございすけれども、いすれにしても、閣議決定に基づく基本方針の中でその考え方を示していきたいといふこととございす。

ただ、強いて言ひますれば、国内種の中には、従来特殊鳥類法に基づいて指定されているようなもので純粹に日本産といふことで選定されているものが四十種ほどありますので、そういったものは当然取り込んでいくだろうといふことです。それ以外の哺乳類とかその他の動物については、緊急性の高いものから、しかも資料の整備ができたものからといふことで、あと事務的な作業量等もございすけれども、今後五カ年で二十種程度できればといふような目算をいたしてございす。

○東(順)委員 ガイドラインなり基準なりはどうですか。

○伊藤(卓)政府委員 先ほど基本方針と申し上げましたけれども、基本方針の中で種の選定のところについて申し上げますと、まず絶滅のおそれと何ぞやといふ評価の基本的な考え方、これがどこまで書けるかを実は議論をしておるところでございすけれども、例えば再生産可能な水準を割り込む程度まで個体数が減つてゐる、つまり、個体数の減少の程度を何らかの形で書けるかといふこととございすけれども、どこまで書いてもこれはどうも数字的には書き切れないで定性的な表現になるのかといふ感じを持つてございす。

それから生息地につきまして、生息地の数が減少しつつあるとか、あるいは環境が変化して住みにくくなつておるといふようなことを書くことと思つてございす。また、じやないかといふものの限定されてゐるか減少しつつあるといふのは具体的に数字で書けるか、これもまた数字で書けませんか、分散状態にあるとか、あるいは環境の改変によつて減少しつつあるとか、そういったやや説明

的な表現での変化の書き方といふことになるのかといふふうな考へてございす。

それから、例えば種の選定に当たつて具体的に頭に置かねければいけないものはどのレベルか、つまり余り小さなレベルまでは難しうございすので、例えば種と亜種のレベルとするとかそういったようなこと、あるいは日本に常にすんでなく偶発的に来たものは除くといふたような書き方になつていくのかといふふうな今考へておるところでございす。

○東(順)委員 それから、この生息地等保護区を種ごとに指定といふことになつてございすけれども、この指定について何種を想定されておられるのか、それからまた、先ほどからも議論に出ておりましたけれども、この生息地保全について広い観点から考へるべきではなからうか、このように思ふわけではございす。

例えば、その地域じやないのだけれども、かなりかけ離れたところでの開発行為、そういったものがそこに影響を与えたりした場合、関連生態系といふやうな要素から影響を与えたりといふことと對してどういふふうなこれをとらえるのか。例えば、ラムサール条約締結国会議なんかで採択された決議で対象とされる湿地帯に對して影響を与えるやうな上流部でのダム建設、こういった場合もそれをアセスメント対象に含めるべきだ、こ

ういふ勧告が採択されてございす。こつちの観点から、関連生態系といふ要素からこの辺をどうとらえられるのか、伺ひたいと思ひます。

○伊藤(卓)政府委員 まず、生息地の指定を予定してゐるのは何種類かといふお尋ねでございすけれども、これは実は種の指定の数との関連がありまして、生息地をどの程度把握できるか、それとの関連がございまして、今何方所ぐらい、あるいは生息地指定と絡む種が何種ぐらいあるかといふのはちよつとお答へするのはなかなか難しい段階でございす。

もう一点の関連生態系といふお話でございすけれども、これは移動性の動物とそうでないもの

のによつて、動物と移動しない植物との差があるわけとございまして、どの程度のものまでを関連性としてとらえ、地区を指定していくのか、重要な生息地部分は管理地域とし、その周辺はできるだけ監視地域としてとらえるといふ考へ方は持つてございすけれども、それをどこまで広げることについては、これからの検討課題だと考へてございす。

○東(順)委員 それから、この保護区の指定でございす。関係行政機関の長と協議する、あるいは自然環境保全審議会あるいは地方公共団体の意見を聞くとともに、指定の案を公衆の縦覧に供し、住民及び利害関係人の意見書の提出があつたとき等は必ず公聴会を開催するもの、こつちうふうになつてございす。これは大変慎重な対応といふこととしかるべきだといふふうな思ふわけとございす。反面、もしその際ノーといふやうな答へが出てくる、あるいはこじれる、こつちうなことも十分予測されるわけと、こつちうなときの実際の確保の問題についてはいかがでしよう。

○伊藤(卓)政府委員 実は、保護区の指定の際にはそれが一番問題になります。これはノーと言われれば無理やりといふのはなかなか難しいわけとございす。意を尽くしてゐるだけ指定できるやうにしていきたいといふふうな思ふわけと。現に、実は鳥獣保護区などの場合でもこつちうなことがございまして、公聴会で一人の方がいわば賛成できないといふことがありまして、次回までに延ばしてでも、例えばその理由が何か、実はその保護区の設定だけでなく周辺いろいろ問題に絡む不満がこつちうなときに出てくるのか、例えば誤解をされて農道一本つけれなくなるといふやうなことが案外かぎだつたといふこともあります。これはやはりじっくり話を聞いて指定の努力を重ねていくといふかと思つてございす。

それからもう一つの方法としては、それでもなかなか難しいといふこととあれば、これは今後の予算措置の問題にもかかわりますけれども、買

上げといったような措置も裏打ちとして考えておかなければいけないのではないかと考えております。

○東(順)委員 わかりました。その反対する理由が極めて合理的であればこれはやぶさかではない、しかし、それでもさまざまな問題でこれした場合には予算措置ということまでやはり裏打ちしておかなければいけない、こういうことですね。

それから、この法案をつくるときに、例えばNGOなんかのこういう意見というものがどのくらい反映されているのかというのを伺いたいんですが、外国なんかは、法律が立法化されるときにNGOの声、意見みたいなものをかなり重視いたしますね。そういうことで、NGOの協力がなければ仮に法案ができた後もなかなかうまく機能しない、運用できないみたいなこともあってしつかりくみ上げるようございますけれども、我が国の場合、この法案作成に当たりまして、先ほどからも出ておりましたが、国民参加という観点からNGO等の声をどのように反映させたのか、その点はいかがでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 先ほど、岩垂委員の御質問の中でお尋ねがございましたので、逐一お答えしたところでございますけれども、実はこの法律の制定の動きがあるという段階で、野生生物の保護に係わる法体制の検討会と称しまして、民間の保護団体がシンポジウムを主催されております。もちろん我々もそこに参加したわけでございますけれども、その後、そこで声明としてまとめられた形のもの、これが十項目ございまして、こういったものを念頭に置きながら法案の整備にかかったわけでございますけれども、相当程度法案の中に生かされておるものというふうに考えております。

○東(順)委員 なぜこういう質問をさせていたいたかと申しますと、私もこの本年一月十八日です、か、「滅びゆく野生生物種を救うために」というシンポジウム報告を読んでまして、この中に、三月にワシントン条約の締約国会議が京都で行われ

ましたけれども、この申し込みのときに、この申し込みの締め切りは実は十二月二十日であった、ところが東京のNGOの人たちなんかが申込書を受け取ったのが同じ十二月二十日、関西ではもっとおくれて、結局オアザバーとしての参加が全くなかったというところがあったもので、それから、こんな重要な国際会議にNGOの人たちなんかがいかに参加できないというふうなところ、これはやはり我が国のNGOなんかの人たちの声にしつかり耳を傾けるといふような基本的なスタンスが弱いところから起こっているんではなからうか、こう私は率直に思ったわけであり

ます。したがって、この法案をうまく機能させていくためにも、NGOなんかの意見にしつかり耳を傾けて、あるいは自然保護団体、先ほど話が出てきた自治体、それから地域の研究者とか、そういう人たちにあまねく意見を求めてやるべきであろう、このように思うのでございまして。そういうことで、しつかり意見を吸い上げてこの法案にこぎつけた、こういうふうな判断してよろしゅうござい

ますね。○伊藤(卓)政府委員 まず最初のワシントン条約会議における民間団体の参加の問題でござい

ます。これは私も、国際会議の準備というものは国際機関がやるものですから、当然十分意思が伝達されておると思っておりますけれども、先ほど御指摘のようなことがあったことは確かでございますが、いずれにしろ、そのことをきつかけに締め切りを延ばして希望の方々は参加できる形になったというふうに報告を受けております。

この法案の作成に当たりましては、先ほどちよつと抽象的な触れ方をしましたけれども、具体的には、日本野鳥の会、日本鳥類保護連盟、山階鳥類研究所、日本自然保護協会、世界自然保護基金日本委員会といったような財団法人のほか、任意団体でござい

ますが、日本哺乳類学会、日本魚類学会、日本昆虫学会、日本鱗翅学会、日本鞘翅学会、日本植物学会、こういったところからも意見聞いたところでござい

ます。○東(順)委員 次の質問に移ります。これも先ほどからの議論に出ておりましたが、指定地域を公開することによりまして逆にマニアの人とかカメラマン、そういう人たちが生息地

に侵入してくる、そういう危険性が十分考えられるわけでございます。したがってパトロールとか監視というふうなことを、つまりそういうマンパワームみたいなことがすごく大事になってくる。先ほどからの議論を聞いていますと、今でさえ大変人数が少ない、そういう状況の中で公開によつて明らかにそういう人たちがふえてくるであろ

う、そうなったときのパトロールとか監視の体制、これはどのようにお考えになっていらっ

いますか。○伊藤(卓)政府委員 保護区を管理するための体制につきましては、環境庁の職員も取り締まり官に任命できる規定がござい

ますが、これ以外に、特定の種につきましては例えば林野庁の職員などを種の保存取締官に任命できることになっておりますし、さらには地方自治体の御協力を得るというふうなことで、それからやはり民間のボランティアのお力も

かりる、それから実際に推進員に委嘱するかどうかは別といたしまして、既に地元では、実際に守られているところは、地元の非常に御熱心な方々が市町村との協力のものと

いろいろ保護活動をやっているというところがございますから、そういったものもバックアップしていくという形をとりたいと思

います。○東(順)委員 かなり善意に負うところが多いみたいなき感じ。それからまた、環境庁の職員の方も取り締まり官という新たな立場を与えるというこ

○中村国務大臣　やはりすべてこういうことは何か客観的なものがあつた方がいいんじゃないかと私も思いますので、ガイドラインのようなものがつくれるかどうかも含めてちよつと検討させて、先ほどもまたごいましたし、委員の御意見もい

ただいづれにしましても、野生生物を守るといふ場合のメルクマールみたいなものとして、今後こういつた法律の考え方がまず徹底していくことが必要ではないかと思っております。

○東(順)委員 全くおっしゃるとおりだと思います。

具体的に義務づけ等はございませんので、これは無理じゃないかと考えております。

○伊藤(卓)政府委員　ムニンノボタンというのはノボタン科の一種だそうでございますが、小笠原の父島にわずかに一株残っているのが発見されたというところから東大の附属植物園におきま

してその増殖を図っておるところでござい
ます。先生も御案内かと思ひますけれど、これが
努力によりましてかなりうまくいっておるよう
でございまして、現地にかんりのものが根づき
始めておるといふ一つの貴重な成功例かと考
えております。

○東(順)委員 おっしゃるとおり、大変貴重な成功例であるというように私も認識をいたしております。これは、こういう絶滅が危惧される植物種の緊急避難として植物園のような施設でこれを確保するということが極めて重要な例だろうというふうに思います。

そこで、日本の植物園、例えば小笠原の固有種のうち八十三種を系統保存していると言われる。小石川にございます東京大学の植物園、これの実際に保護増殖に携わっている人たちの人員あるいは年間予算、こういったものは文部省、どうなっていますでしょうか。

○工藤説明員　お答之申し上げます。

東大の附属植物園における職員数、それから年間予算というお尋ねでございますが、職員数につきましては、教職員全体で、平成四年度で二十名いらつしやいまして、そのうち五人が教官でございますので、十五人が技官等支援職員でございます。

それから年間予算につきましては、国立学校の場合に、各大学等を通じました人件費あるいは教育研究経費等を予算の上で措置しておりまして、各大学の部局別に、例えば今の場合ですと、東大の理学部あるいはその理学部の附属施設でございます附属植物園の予算という形での、そういう部局別の予算の編成はしていないわけでございますので、年間予算についてはちょっとお答えいたしかねるところでございます。

大学としましては、当該東京大学全体の経費を、学内で重点的に有効に利用していただきまして、この植物園の充実にも寄与しているところと私も承知しているところでございます。

○東（順）委員 二十人のうち事実上五人の方たち

が保護増殖に携わっておられるということでございます。

そこで、東大の植物園と対比して世界的に有名なイギリスのキュー植物園、これについての人員面、予算も伺いたかったのですけれども、文部省の方ではわかりかねるということでございましたので、これは省きます。

ここに「滅びゆく植物を救う科学」ということで、この東大の植物園の岩槻先生と下園技官という方の共著で書かれております本がございます。この中で日本の植物園の状況ということに触れておられます。

このキュー植物園というのが絶滅危惧種の系統保存という緊急の目的に絞った国際機構もあわせ持っている、それで各国の植物園間の連絡機構として国際植物園連合がここにある、その事務所がこのキュー植物園内にある、一九八八年九月の時点での調べですけれども、アジアも含めて二百六十余の植物園がこの国際機構に参加している、こういうことでございましたけれども、「この活動に、形式を整えて参加している日本の植物園は一つもない。国立大学の植物園などでは、この種の活動に参加するため拠出金を分担するのには、殺人的に面倒な手続きを必要とし、私達の植物園でも、いまだでは、実際的には各種の協力を行なっているものの、機構に加盟するには至っていないようです。」というような記述がなされています。

それから、「植物園という施設は、日本では極めて貧弱で、欧米のものどころか、開発途上国の植物園にも比べられないような施設に甘んじている。」それから絶滅危惧種への対応では、日本の植物園の間での情報交流ということも非常に重要なテーマである、このようにこの先生は言われています。しかし、その問題意識というものも決

して日本のどの植物園も低くない、これはみんな重要であるということを認識している。しかし「実際に栽植している植物の世話にさえじゅうぶんに手が廻らないというのが現実で、それらについての情報をデータ化し、他と交流したりしてい

う、なんてことにもなりかねない。栽培管理を必
要とする種は多く、それに対処するには絶対的
に語られておるんということである。」このよ
うに比べて明らかに人材の数、そういったもの
が不足している。

先ほども御説明いただいたように、日本を代表する植物園でムニンノボタンというのは、これはたゞ世界でたった一株ですよ。最初は三株あったのが、一株が道路工事でだめになっちゃって、もう一株がだれかが引っこ抜いていつてわからなくなっちゃった。最後に一株残っていたものを辛うじて保護できた。そして一人の技官の方が丹精込めて、その方の長年の経験と勘と植物に対する真心というものをずっと注ぎ込んで、なおかつ経費なんか全然乏しいものだからいろいろやりくりし

て、小笠原に行くのも本当に並み大抵のものじゃなかった。そういう中で必死になって一株を二百六十株というところまで広げられた。下手をするのと四十億年ずつと経過してきた末にある一つの貴重な種が、最後の一株がなくなるところが、一人の技官の方を中心に必死になって守り育てて、ここまでにされた。非常にとうとうとことだと私は思うのですけれども、日本を代表するそういう植物園でありながら、現実には五人の方しかおられないというところで、私は、マンパワーはどうしても緊急に補充しなければいけない絶対的要請である、このように思うわけでございます。この点について、文部省、いかがでしょうか。

○工藤説明員 東大植物園におきます人員構成は、先ほど申し上げましたように、教授とか助教授等の教官が五人で、あとは技官等が十五人でございます。

それで、先生お話しのように、私もこの植物園の岩槻教授と下園技官の共著に成ります本で、大変な努力をされているということに頭が下がっているわけでございますが、先生お尋ねのようない、もう少しマンパワーを充実してはどうかと

いう御提案は極めて貴重な御意見と承っているわけでございます。

ただ、政府全体で公務員数の縮減という前提のもとでの、あるいは行政需要の消長に応じた定員の再配置を前提として、各省を通じて定員削減計画というのが昭和三十九年以来行われてきておりまして、そういう中で所要の定員の確保には各大学とも苦慮しているところでございます。

ただ、この東大植物園におきましては、逐次にわたります定員削減の中ではございますけれども、他の部門の行政需要なども勘案しながら、当該植物園については、大学全体の御判断でございますけれども、こしはあくむしろ定員削減の対象から除外するとか、あるいは昭和六十三年からは逆に学内でいろいろやりくりいたしまして、助手を一名増するとかいう形の配慮をさせていただいてるところでございます。

ただ今後とも今の定員事情もあるいは財政事情も非常に厳しい折でもございますので、なかなか環境としては予断を許さないわけでございますけれども、私どもせっかくこう努力されている教育研究の現場の努力に報いるために、予算あるいは定員含めまして最大限努力をしてまいりたいと思っております。

○東(應)委員 この岩槻先生に伺いますと、実際にこの保護増殖に携わっていらっしゃる方は五、六人だとおっしゃっていました。だから、今おっしゃった人数の中で現実には保護増殖に携わった方は五人ないし六人という、こういう認識でよろしいですね。

そういうことで、何とかこれ以上減らないように努力されているということだったのですけれども、非常にそれは寂しいお答えですね。要するに、下園さんとかこういう大変熱意のある方がもしいらっしやらなければ、四十億年の進化の末に生まれたこのムニンノボタンというものが、最後に残っていた一株が地球上から結局なくなってしまうところなんです。これはそういうたまたまな原因というものに負うところが大という状況で

あれば甚だ心もとない。やはりこれからは、こういったことはしっかりと確保されて、そして同時にまたそれが逆に、先ほどもちょっと紹介しましたけれども、発展途上国よりも我が国の植物園の体制は劣るというくらい厳しい状況なわけですから、逆に我が国のこういうマンパワーとか施設をしっかりと充実させて、そして今度は逆に発展途上国なんかに対してどんなふうな影響を与えたり、指導したりというふうなものができてこそ、私は本場の意味の国際貢献の一翼を担えるのではなからうか、このように思うわけでございます。

実際、小石川植物園に伺って、施設も見させていただきました。本場に温室一つとっても狭くて古くて、実際問題こんなところでこんな貴重な種が、えっと思うようなところでございまして。これはもう伺いませんが、やはりマンパワーと同時に、施設の拡充ということも今後やはりしっかりと認識して対処していかなければいけないのじやなからうか、私は本場にこれを痛感いたしました。

大臣、今のようなりとりを伺っております。これは質問通告はしておりますが、大臣としての所感なり、いかがでしょうか。

○中村國務大臣 すべて、環境問題とか自然保護の問題、日本においては最近になって非常に注目を集め、対策がとられてきたことだと思えます。先ほどもお答えさせていただきましたように、環境庁もできてから二十年、やっとなんか法律が提案できるようになったという中で、やはりこれから国民の御理解を得、各界の御理解を得てやっていかなければいけないことが山積していると思うのです。

そういう中で、幸いことし四年度の予算につきまして、例えば地球環境予算等は三〇%増という予算をいただきました。また、環境庁のプロパーの予算ですと約八%ぐらいの伸びということを示させていただきました。これからもこうした自然環境に対する御理解をいただきながら、やはり裏づけのあるものを得て、いろいろな対策を進

めるべくまず御理解をいただいて、努力をしなければいけない問題だなと感じております。

○東(順)委員 それと、これも先ほどの質問の中に出ておりましたけれども、地域拠点の問題です。八百九十五種というこの種を、これは植物ですが、全国的に呼びかけて守ろう、こうすれば今の体制ではとても無理である。したがって、地方の植物相を調査したり、データを収集したり、あるいは自生地を守る、こういうことをしていくためにはどうしても地域拠点が必要だ。中には県に一つつくれというふうな人も学者さんの中にいるのです。そのくらいにこういう自然史博物館のようない地域拠点というものが必要になってきているわけで、実はこれも長官に伺おうと思ったのですが、環境庁ができて二十年ということでは先ほどから再三お答えになっておりますので重複は避けませんが、この辺の物の考え方を。

今、佐渡とか釧路に野生生物保護センターをつくろうとされておるでしょう。これはここで言うところの自然史博物館的なこういう機能を持たせたものなんですか、どうなんですか。

○伊藤(卓)政府委員 今、釧路と佐渡で準備しております野生生物保護センター、これはここを拠点といたしまして生息地等の調査研究それから増殖、保護事業などをやるということでございますけれども、さらには展示施設等も設けまして、その付近にきた方々にそこで学んでもらうといったような設備も考えているところでございます。そういう意味では自然史博物館という機能も持っているという御理解いただいて結構でございます。

○東(順)委員 こういう今、佐渡や釧路でつくろうとされている野生生物保護センターみたいなものをこれから必要に応じて順次全国的に広げていくとされておるわけですか。

○伊藤(卓)政府委員 具体的な計画を持っていくわけでございますけれども、来年度以降も順次予算を確保して整備をしていきたいと考えております。幸いにこの佐渡なり釧路のセンターにつきましても、昨年、平成三年度以来のいわゆる生活関

連の予算枠という特別枠を確保することによって可能になってきておりますので、こういったものを確保することによって整備を進めていきたいと考えておるところでございます。

○東(順)委員 大変強い要望でございます。ぜひとも順次広げていっていただきたい、このように思うわけでございます。

また、こうした現場での具体的な研究ということが実際絶滅のおそれのある野生動植物を保存する上で大きな貢献ができる、このように思うわけでございます。地球的に見ても、そこまでつなごうというのじやないかというふうに思うわけでございます。したがって、途上国の野生動植物の保護に対して我が国の協力がどのように今行われているのか、これを伺いたいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 環境庁におきましては、東南アジアの諸国を中心といたしまして国際協力をやっておりますのでございますが、具体的に三つほど例を申し上げたいと思います。

一つは、鳥類の標識調査技術講習会、つまりパンディングのワークショップでございます。もう一つは開発途上国の鳥類保護協力事業、ちよつかたいのですが、湿地等の保護計画策定の技術協力でございます。それから三番目に、ASEAN地域の野生生物保護調査ということで、これは生息状況等を調査するいわば基礎的なデータベースの策定作業の協力でございます。

以上でございますが、これ以外にもJICA事業を引き受けるという形で、いわば専門家の協力でございますが、これにも積極的に取り組んでおりまして、例えば中国とのトキ保護研究協力もこの一つの例でございます。そのほか、環境研究所の中に環境研修センターがあるわけでございますが、ここで自然保護管理研修コースを設けて、東南アジアよりも少し広いのですが、外国の方々をお招きをして研修をするというふうなこともやっております。それから、最近、特殊な例といたしましては、パラグアイでダムをつくる、その影響としての野生生物の保護といったような事業

を進めるということで、これも専門家を派遣しておるところでございます。さらには、フィリピンでのワニ養殖研究所への専門家の派遣、こういったことをやっておりますが、さらに来年のラムサール条約の締約国会議を控えまして、この秋にはシンポジウム等を考えて外国の方々にもそういった湿地保護への認識を深めてもらおうと計画しているところでございます。

○東(順)委員 六月の地球サミットで提出が予定されております生物多様性条約、この内容と本法との関係について伺いたいと思います。

この生物多様性条約の内容をある程度踏まえて本法があるのかどうか、あるいは、この条約が批准された場合の国内法との整合性というものはどうなっているのか、この辺はいかがでしょうか。

○伊藤(卓)政府委員 厳密に申し上げますと、本法が生物多様性条約の義務を履行するための国内措置というわけではございませんけれども、条約の目的といたしましております生物の多様性を守る、そのために生息環境の保全も図るといったことは十分念頭に置いておるところでございます。

生物多様性条約は、三つのレベル、つまり生態系の多様性を守る、種の多様性を守る、遺伝子の多様性を守るというふうな観点を持っておりまけれども、そういったレベルから考えますと、種の保全という点はかなりこれでカバーできるかと思えます。

ただ、条約の方は現在交渉が続いておるところでございますが、さらには内容といたしまして、地域を設けて保全するというような考え方以外にも、例えば技術援助とか資金調達の問題とかいろいろ網羅されておまして、これは他の条約等との関連もありまして今後さらに詰める必要がございますが、そういった問題は今後の課題として残される。つまり、条約が採択された後、国内措置としてどういう対応をするかというのが考えられるべき課題として残っておりますと思っております。

○東(順)委員 時間も最後になりました、最後に私は、さきの分科会でちょっと質問をさせていた、鹿児島県出水に飛来するツルの問題についてお伺いをさせていただきたいというふうに思います。

これは、毎年秋に飛来してきて春になったら北帰行していくということで、年々飛来するツルがふえてきて、実は長官、今もう一万羽になりつつあるのです。実際はもう一万羽を超えたのじやないかという説もあるぐらいで、驚くことに、このうちナベヅルが、世界の全生息数の約八割がここに飛んでくるといふ大変すごい状態です。私もそこに行ってきたのですけれども、狭い休遊地の中にたくさんツルがおりました。

そこで、ここが抱えている問題をかいつまんで言いますと、地元の農家が自分たちの農地をツルの休遊地として提供しているのです。提供するこ

とによってその借り上げ料をいただいている、こういう問題が一つある。

もう一つは、休遊地を提供している農家が実は減反対象に当たっている。そうすると、裏作のとき、つまり秋から冬にかけての裏作のときはツルの休遊地として提供して、したがって裏作であるソラメとかそういうものは耕作できない。それで借り上げ料をいただいている。今度は表作で減反対象になったときは、これまたお米がつくれな

い。こういう非常にピンチに追い込まれているわけですね。こういう問題が一つあるわけです。

それともう一つは、休遊地に指定されていない、そこに隣接する地域、ここが休遊地に指定されていないので、借り上げ料も、何らそういう措置がないわけですね。だけれども、ここにツルが飛んできて被害を及ぼす、こういう状況が出ておるわけ

でございます。

それで、休遊地の人は休遊地の人で大変悩んでいらつしやうて、その周りの人は周りの人で食害問題で悩んでおる。食害等があった場合農業共済補償の対象として、食害が三〇%以上に及んだときに共済金が給付される。ところが現実にはそうい

うツルの食害というのは三〇%以下であるということとで共済金の支給もない。結局、ツルよけのビニールテープとかいったものを国からもらうなりして対応しておるのですけれども、現地に行ってみますと、そのテープ一つを張るのにも、今後継

者問題で農家は大変ですから、お年寄りばかりでその人手だけでも大変だ。実際それを張ったとしてもツルはほとんど食害を及ぼしていく。

それでこういう話をしておりました。北帰行で帰っていくときはある程度人になれて帰っていくのだけれども、旧ソ連に帰って、そこで野性味をもう一回取り戻して、秋になって再びこちらに舞い戻ってくるときは完全に野生になっているものだから狭い休遊地には来ないのです。広い広い、休遊地以外の地域に先に飛んできて、人がいない、車がないところに来て、そこである程度つ

いばんだりいろいろなことをしながら、だんだんなれてきて休遊地に戻ってくる、こういうことを言っておりました。

ちよつと長い話になってしまつて恐縮なんですけれども、そういう状況で、ツルをしつかり守らなければいけない、本当に愛さなければいけないという意識は十分にあるのだけれども、その善意によって休遊地を提供したりあるいは周りの人たちも食害を我慢してきたのだけれども、じつとやっているうちに逆に、ツルがどんどんふえてきてい

るものだから、その当該地の生活そのものがどんどん圧迫され、今悲鳴を上げ始めているわけですね。状況をかいつまんで言えばそういうこと

でございます。

したがって、この二月十三日ですが、鹿児島県ツル保護会長の出水市長それから関係団体等から、環境庁、農水省、文化庁に対して陳情がございました。そのときに、関係省庁間の連絡会を年度内に設置して、ツルを含めた野生鳥類の食害対策を強化する方針というものが明らかにされたという

ことを私は新聞等で知ったのですけれども、一つは、その後の進捗状況はどうなっておるか、これを伺いたいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 ただいま御指摘の出水市のツルをめぐる問題は非常にいろいろな問題を抱えております。非常に長い長い歴史の中でこま

で保護がされてきたということでは地元の方の御努力に負うところが非常に多いわけでございますが、今御指摘のように、地元の後継者不足その他もありましてなかなか保護が難しいというようなこと、それから減反との関連等もありまして、地域地域によつても利害が異なつたりしてなかなか調整が難しいでございます。

私どもとしては、今御指摘のように、農水省それから文化庁、従来ばらばらに御陳情等を受けておりましたけれども、そういうことではいづれにしても困るということで、寄り寄り集まりまして、連絡会議でもつて次のツル渡来までの間に何

らかの方向性が出せるようにできないかということと検討しているところでございます。三月中と思つておりましたけれども、いろいろございまして四月になって第一回会合を持つたということ

で、まだ具体的な方策は打ち出しておりません。いづれにしても、これはほかのところにもござい

ますが、その地域においてせつかく保護の思想が徹底してきているわけでございますし、それを利用して、例えば出水市の場合ですとツル観察センターができた保護の会ができたという部分もありまして、そういったものが得られる部分もあ

りますので、そういったものも育てる道がないかということいろいろ考えているところでございます。

○東(順)委員 そこで大臣にお伺いしたいのですが、今言いましたように、この問題には、減反問題とかで農水省が絡んでおる、文化庁が借り上げの問題で絡んでおる。それから、周りの食害の問題も文化庁、環境というところで環境庁。そういうふうに多省庁にわたる場合の環境庁としての役割、これはぜひ一度大臣に伺っておきたいわけ

です。

調整官庁という言葉をよく聞くのですが、果たしてこの調整官庁という言葉は一体何なのだろう、こういうふうには私は思つておる。こういうふう

に各縦割りの省庁でいろいろなかわりを現地にしている。それは、それぞれ省庁の言い分があつて、なかなか事態は進展しない。そういうことで、今、第一回会合を持つたというふうにおつしやいましたけれども、果たして、環境庁というのは、他省庁、例えば通産とか運輸とかそういう省庁なんかと妥協をして、現実的な対策を打ち出すということがその調整という意味合いなのか、あるいはあくまでも環境行政という立場に立つて

厳然と問題を提起して、そして時には他省庁に政策の軌道修正をも迫る、こういうことが調整の意味なのか。長官のお立場や環境庁の置かれた立場、こういったいろいろ難しいこともあるかと思

います。

例えば、今話題になつておる環境省昇格ということ一つにしても、いろいろな思惑がやはり自民党の中にもさまざまあることも承知しております。そういう難しい状況の中で、本来環境庁というものが調整官庁として果たすべき役割というものは那辺にあるのかという極めて基本的なスタンス、基本的な姿勢、この辺をぜひ率直に長官に伺いたいと思つておる。

○中村国務大臣 環境問題というのは非常に広い範囲にわたる問題でありますから、本質的に調整を要する仕事だと思つておる。そして今、総理から付与された権限によりまして、環境ということをとらえて、幅広くその調整をして政策を打ち立てていく、その基本にはやはり環境を守っていくんだという視点があるわけでありまして、その視点に立つて、環境政策を打ち立てるために、環境庁だけではできないわけですから、幅広い政府内部の取りまとめ、調整を行つて政策を立てていく、こういうことになるわけだと思つておる。

しかしながら、今おつしやられましたように、そういうやり方もあるし、またほかのやり方というのはどうなんだろうなということ、特に地球環境問題という問題が出てまいりまして、今までの、出てきた公害をとつかまえてやつつけると

いうことから、持続可能な開発とよく言われることですが、そういった視点を社会経済、そして人々の生活の中に入れて、経済と環境というものを融合させ、統合させていかなきゃいけないという時代に入ってます。そういう時代に今移り変わる転換期にあると思うわけでありま

す。でありますから、環境庁の環境行政のあり方、環境庁の組織体制のあり方、これらについて私ども今二つの審議会に諮問をいたしまして、また、総理からも新しいそういう時代における環境をめぐめる組織体制のあり方、それに基づく法制度のあり方について検討せよということでありま

す。今まさにそこを勉強しているところでありま

す。方向としては、やはり今までよりかはるかに大きなレベルでこの環境の保全ということが大切であり、人類生存の基盤の地球環境という問題も出てまいりましたので、私は、この環境行政を体制を強化するという方向で検討されるべきものだと思っております。むしろ今の体制を云々するよりも将来に向かっての検討ということが大切でないかと思っております。

○小杉委員長 時間です。

○東(順)委員 では、時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○小杉委員長 寺前殿。

○寺前委員 六月に国連の環境開発会議が予定されていますが、そこで生物学的多様性保護条約というのが調印されようという方向にある。それを前にして、日本が一役をひとつ明確にしていこうというのがこの法案を出したくなったのなにかと思ひますが、そのために格好だけつけるということになるとぐあいが悪い。真剣にそのことの持っている役割をきちんと担ってほしいという希望を最初に申し上げまして、以下何点かについてお聞きをしたいと思ひます。

国際自然保護連合の調査によると、一九八六年、世界の動物約三千種、植物で約一万六千種が絶滅の危機に瀕している、こういうふうに出され

ています。それじゃ日本は一体どうなっているんだらうか。九一年に発行された環境庁のレッドデータブックを見ますと、こう書いてあります。日本の哺乳類では百八十八種のうち五十種、鳥類で六百六十五種のうち百十九種、その他脊椎動物、無脊椎動物合わせて六百五十種以上が絶滅のおそれがある。三分の一、四分の一というところでしょう。これは、動植物がそういう環境になつてい

るといふことは、人間の自然環境がえらいことになりつつあるんだということを同時にそれは示しているというふうに言わなければならぬと思ひます。だからそういう意味では、おのれの生きる問題として積極的に打つて出なければならぬ

のか、そこにメスを入れてこそ真剣にこの問題への取り組みが決まってくるであらうというふうに言えると思ひます。

私はよく知りませんが、一九七三年にアメリカでは、絶滅のおそれのある種の保護という法律が、ESAというのです、制定されて、これまで世界で可決された最も精巧な種の保存の立法だと言われている。それを見ますと、絶滅のおそれのある種の最低限の生存を確保するだけではなくして、特別の保護の必要がなくなる状態まで種を回復することを目的にしているんだ。なるほど、なかなかの積極さだということはこの法律の目的からうかがうことができます。種の保存が人間活動に優先し、そのために人間の活動にも制限が加えられるべきことを認めているわけです。やはり、そういう積極性がこの問題になくてはならぬ

。さて、それでは具体的に、この法律ができた日本国内で種の保存のために何をやるんだらうか。具体的にメスを入れたら役に立つのか立たぬのかわかりませんが、ところが、聞いてみたら、五年間に二十種ぐらゐの保護区の指定をやるうという話らしい。二十の種、保護区の指定。さて、それじゃ絶滅危機というの、レッドデータブックを見せたらうと、そこには脊椎動物

物で四十九種、無脊椎動物で六十一種、植物種で百四十七種というのが出てくる。これ、二十種というのは何を考へているのであらうか。ほんまにやる気がないな、これやったら、私は疑わざるを得ないわけだ。だから本気にやる気やったら、アメリカじゃなければいけません、単に生存を確保するだけではなくして、保護を必要とするところまで攻め込んでいくという、そういう積極策を打つて出なかつたら、これ、形だけ日本にはこんなのがありま

す。その姿勢、そんなもの、寺前さんの言うのは間違うとるんじや、二十種なんてそんなこと考へてへん、アメリカと同じですわと言うてくれるのやたらそれでいいんですよ。どうなつてま

ねん。

○伊藤(幸)政府委員 この法案によりまして、当面五年間で二十種ぐらゐを目標といたしまして指定作業を進めたいというふうな考へておりますが、これは現時点におきまして生息状況等の手持ちのデータ、つまり情報からは、その程度ぐらゐにしかたえられないものがないというふうな判断しているわけでございます。将来的には当然生息数、生息地の状態を十分把握いたしまして、順次追加していくつもりでございますけれども、生息地を指定いたしますとそこにおけるいろいろな規制もかかってくるというようなことも勘案いたしますと、こういったところが精いっぱいではないかと考へております。

○寺前委員 この五年間に二十種が精いっぱいございまして、一方では、あなた、絶滅の危機に瀕するデータは、これ、環境庁の資料に基づいて私、さつき数字挙げましたんやで。絶滅の危機に瀕すると書いてあるさかい、ありやありやと私は思つたんだ。えらいことが急速に進んでいるんだから、だからもつとテンポを速めて、そして積極的に、絶滅の危機なんというふうな数字が出ないようにな、いや実はあれはもう絶滅したから数字はなくなりましたなんて恥ずかしいことにならぬように打つて出た

らうと思ひます。この五年間に二十種が精いっぱいございまして、一方では、あなた、絶滅の危機に瀕するデータは、これ、環境庁の資料に基づいて私、さつき数字挙げましたんやで。絶滅の危機に瀕すると書いてあるさかい、ありやありやと私は思つたんだ。えらいことが急速に進んでいるんだから、だからもつとテンポを速めて、そして積極的に、絶滅の危機なんというふうな数字が出ないようにな、いや実はあれはもう絶滅したから数字はなくなりましたなんて恥ずかしいことにならぬように打つて出た

の点ではひとつ大臣の決意のほどを聞かせてください。

○伊藤(幸)政府委員 恐縮でございます。数のお尋ねが先ほどございましたので。私もどなたもいたしましては、いわゆるレッドデータブックで四つに分類をいたしております、もう絶滅したと思われる絶滅種、それから絶滅危惧種、危急種、希少種ということでございまして、例えれば哺乳類でそれを全部合わせると五十五に確かなります。そこで絶滅危惧種というのには三種類という形で取り上げられておまして、私も考へておりますのは特に緊急な絶滅危惧種を頭に置いておるということでございますので、数はある程度絞られてくる。

さらに、生息地の状況を十分把握しているかどうかからいいますと、その辺が限定されてくるということとは御理解いただきたいわけでございますが、そうかといひまして、レッドデータブックに挙げたものを無視するわけではございせん、監視をしていく。四十九条に特別の規定もございしますけれども、十分な調査をし、さらにそれがあれば指定をするということにつながるわけでございますから、その辺まで抜きにしておるわけではございせん。

○中村(国務)大臣 今局長から御説明させていただきましたけれども、この指定につきましては、レッドデータブックの絶滅危惧の種類の選定している中で、特に保護の優先度の高いものから指定していくということになると思ひますけれども、現時点において、生息状況等情報蓄積が比較的進んでいる二十種というところで今答弁をさせていただきます。将来的には、生息数や生息地の状態等を十分把握した上で、保護が必要とされる種について順次指定していかねばならないと思ひます。

こう言えは通り一遍の御答弁なんですけれども、こういった法律がやると御提案できるようになつたというの、こういったことに対する国民の関心の高まりではないかと思ひます。そして

やはり、我々人類、そして地球上にすむ生物、こういったものの種の保全をしようということになると、根本的には地球環境保全の問題になってくると思います。そういった観点から、今やと世界全体でこういったものに光を当てて、世界で地球環境保全、その中で、さっきから話題になっております種の保全の条約をつくらうとか、そういう機運が高まって、いよいよサミットで具体的な条約とか取り決めでしようということになってまいりました。

しかしながら、さっき局長も言っておりましたように、いろいろな地域の指定ということになると、現実的にその地域の方々の御意見とかいろいろなものも出てくると思います。そういうわけですから、私どもといたしましては、やはり国民の御理解を得ていかなければいけない。そういうことに大いに力を入れて、そして、こうした指定だとか、種の保全だとか、そういうものについて力を入れてまいりたいと考えているわけでございます。

○寺前委員 それで、今は絶滅危惧種じゃないけれども、これほど、三分の一、四分一まで周辺でなくなっているという実態を見たときに、また新しい危惧種が出てきよることになるから、だから積極的な攻めの施策をやる必要がある。今もう危機に瀕しているものを緊急にやらなければならぬのはそのとおり。しかし、それにとどまっておいたら事態は大変だという認識を持って臨んでほしいと思う。

私が環境委員になったというだけで、私のところに、地元でも電話がかかってくる。例えば、去年でしたが、京都駅前に何とかいう学校があった、その先生をやっている人から電話があったんや。うちの生徒を連れていきましたら、イタセンバラが見つかりました、私は木津川というところで長年生活していますけれども、私のおやじの代でも知らなかったものが見えた、これは大事に守らなければいかぬと思いますよとやうて電話をかけてきはるんですわ。そういうような種

類というのは、各地に見られなくなっているものが見えたときに、我々の社会にはまだこういうものが生存しているのかという喜びと、やはりそれを何とか守らなければいかぬ、そういうときに、政府の方がどういう態度を打って出してくれるか注目しているのです。

私が去年聞かされた話だけで、イタセンバラという話がある、アユモドキという話がある、それからヒメハルゼミという問題がある。これ、認識にありますか、何とかせなあかんという。どうです、知りませんか。

○伊藤(卓)政府委員 お尋ねの中で、イタセンバラとアユモドキにつきましては、いずれもレッドデータブックの中で絶滅危惧種に選定されておりました、保護の優先度が高いものだという認識を持っております。

○寺前委員 認識してはるのやったら、積極的に保護していただきたいね。

そこでその次に、今度は、緊急に保護しなければいかぬ、だから保護種として保護区の指定をやっていくという事態が生まれるけれども、保護区が積極的なやれない要因というのは、民間の人が土地を持っておられるわけでしょう。そうすると、その人は開発の規制を受けちゃうわけだから、障害にばあんとそこで急に突き当たってしまう。

同じ問題が、ずっと前の話になります、もう二十年くらいになるのでしょうか、私も京都なんかには歴史的風土何とかいう法律があります。古都法というやつです。古い景観を大事にしようじゃないか。指定されますでしよう、指定されたらもう開発ができなくなるから、売れぬようになる。そうすると相続だつて大変ですわ。安い安い値になってしまふわけでしょう。ところが保護されている横は、ああ、いい景観やと、高い高い値段。こんな扱いのままで、どうぞ私のところを指定してくださいなんて言わはるはずあらへん。だから、こういうような大事なものを残そうと思つたら、国が責任を持って買い取るとか、民間の人

が喜んでそれに協力する諸条件をつくってあげなかったら進まへんと私は思うのや。そこはどういう手だてを考えておられるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○伊藤(卓)政府委員 今の御指摘は非常に大事な点、しかも難しい点でございますけれども、最終的には、その土地を守る方法としては、その土地を公的な管理のもとに置くというのが一番いいわけでございますが、そういうために既存の制度といたしましては民有地の買い上げ制度というものがございますから、こういったものも新制度に適用できるように検討していきたいと考えております。

さらには、もう一つの手法としては、税制上の優遇措置によつて、所有権を持ったままでお守りいただく。それはあくまでも同意なり御協力の気持ちがないわけにはいかないわけでございますけれども、そういった手法も組み合わせたいと考えております。

○寺前委員 これは、例えば古都法の指定地域のときでもそうや。あれは税制度の問題だけだったんだ。それで、実際相続しようと思つたら、安い安い買い上げ価格にしかならなかった。私は建設省へ行つたですよ。そして、これは考えなければあかん。周辺の地域以上の役割を担つてくれるのだから、高い買い上げにやはり物の総合的判斷から変えるということが本当に保護をお願いしますというのを示す政府の態度だ。後から変化したのですよ、古都法の場合でも。

私は、これは今からやるんだから、固定的に見ないで、税の問題をもっと積極的にいろいろ考えたらもう同時に、保護するために喜んでもらえる手だてというものを研究してもらおう。やつてみなければわからぬことが起こってくるんだから、積極的に打ってもらおうということをやはり国民の前に約束して、人類にとつて重要な役割を担つてもらおうことになるんだから、大臣、いかがですか。

○中村国務大臣 やはり、大事なところだと思ふ

のですが、環境保全には金がかかる、自然保護にも金がかかる、そういうコンセンサスを得て、いろいろな新しい対策を立てていかなければいかぬ時代に入つていっていると思ひます。

具体的には、特定民有地の買い上げ制度の適用などできないかというようなことについても、財政当局と協議検討してまいりたいと思ひますけれども、要するに、環境を守り自然を守るといふことはたじやないのだ、そこでいろいろな支出をして実際に自然保護ができるように、環境保全ができるようにするためにはどうしたらいいのだというコンセンサスを得る努力というのができる時代に入つてきたと思ひますので、そういう方向でいろいろな努力をしてまいりたいと思つております。

○寺前委員 国の打つて出る施策が思い切つたものがなかったら形だけになってしまうということ、私は危惧しますので、積極的にやつてほしい。そこで、来年、ラムサール条約の登録指定湿地となつてくる釧路湿原のところで国際会議がなされるようです。去年、私も委員会として視察をさせていただきました。それで、実際に釧路湿原は、国立公園の特別保護地区や鳥獣保護法の国設特別保護地区にも指定されてきているけれども、あの湿原の狭い範囲でしか保護というのがないことになつていっているのじやないだろうか。というのは、現に釧路湿原の水系に、その上流部分に七つのゴルフ場がある。新たに十二カ所もゴルフ場の計画がされている。何でこんなにたくさんここへゴルフ場を計画するのかと私も思うのですけれども、そうなつてくると、狭い範囲の湿原の保護をいろいろの手だてでやつたり、今度の法律の適用をいろいろやつても、もつと広い範囲に対策を組まなかつたら、上流部分から破壊が進んでくるじやないか。

しかも、その上流部分にも、例えば鶴居村というところではタンチョウウツルが生息していますよ。聞いてみたら、国もなかなか積極的な役割を担われたのか、一九五二年には三十三羽しか生息が確認されていなかったものが、九一年の四十回

目の調査のときには成鳥が四百八十、幼鳥が七十七、合計五百五十七羽確認されているというふうで随分ふえたものです。また、ふえたらふえたで新しい問題が生まれてくるというものではありますけれども、要するに、そういうタンチョウの生息も見られる。しかし、周辺全体も含めて見なかつたらあかんのじやないだろうか。この丘陵を見ると、シマフクロウも絶滅の危機種として例の分類の中に入っていましたけれども、これも生息している地域になっている。来年、ラムサールの会議をやるということになってきているわけだけれども、保護ということを考えたら、狭い湿原の部分を含めて置くだけでは本当の意味の対策にはならないのじやないだろうか。

そこで、私がお聞きしたいのは、こういう周辺部を含めたところの湿地の保全基本計画なるものをつくり上げて、狭い範囲でなくして広い範囲で買い上げも計算に入れた対策を組んでいく必要があるのじやないだろうか。いかがなものでしょう。

○伊藤(事)政府委員 本法では、生息地等の保護区ということで、種に着目してそれぞれの大事な場所を管理地区あるいは監視地区というような形で指定していくわけでございます。

今先生のお尋ねは、その周辺を含めてその湿原を守るという法律は考えられないかということでございますが、あの地域は国立公園と指定され、また鳥獣保護区、特別保護区という形で守っておりまして、現段階では、その中で湿原の状態がどういう状態であるかということの調査等はやっておりまして、それらの周りを含めてどういう形で守った方がいいのか、これはまだ今後の研究課題であらうと思っております。何かの法律でできるという形にはなかなかならないのではないかとこのように考えております。

○寺前委員 法律にならぬでも、何かあの周辺を含める基本計画というものを確立していくという方向を打ち出していかなければ、せっかく国際会議までやってきて、さて私が外国へ行って聞か

れたときに、あれどうなってますと言われたときに、あなた、どう言いますね。周辺を含めて計画を立てて計画的にこういうふうによつてまんのやとちゃんとやるように、事をやる以上はきちつとやられたらどうなんですか。

それから、今私が言うように、国も買い上げ地などを考えていくという積極的な手だてもやつていく必要があると違うか。私は新しく打つて出る施策として問題を提起しているのに対して、どうですか、そんな考え方は毛頭ないですか。

○伊藤(事)政府委員 湿原の大部分は国の敷地になっておりまして、現在所有は、所管は大蔵省になっておりますが、逐次、環境庁は所管がえをしておる段階でございます。そちらの方をまず取り急いでおりまして、いわゆる周辺の景観的な観点からは、区域外のものについては、私どもとしては当面その所有なり区域の拡大ということも、では考えておらないわけでございますけれども、北海道でも周辺におけるゴルフ場の開発等については非常に気を使っております。条例あるいは要綱によつていろいろ指導をしております。

私どもとしてもその周辺からの、湿原というのは周辺からの影響を非常に受けやすいものですから、どういった影響があり得るか、現在その監視を続けておるところでございます。その影響があるとするれば、それに応じた対応を考えなければならぬと考えておるところでございます。

○寺前委員 だから、そういうふうな積極的な調査し、積極的に打つて出る、胸を張って仕事をやるようにやらないと、ひとつよろしく頼みますよ。

次に、今度は去年十一月にこんな問題が起こりましたよ。天然記念物のアカヒゲを輸入鳥に見せかけ、別の鳥の輸入証明書をつけて売買した事件というのが、特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律違反だとして五人が逮捕される事件が起こりました。関係者はだれか。日本鳥獣保存協会の副会長が証明書を高く売りつけていた。これは従来からいろいろ話題になっておったことであつて、

来るところまで来たかなという感じを私は受けました。

そこで、今度の法律によつて、国際希少野生動物種の登録制度や輸出入の規制措置がこの中に含まれてきたわけでしょう。さて、含まれて一体うまくいくかないか、こんな事件はもう二度と起こらぬようになるのか。どういふふうに変更がこの法律とともに具体化されてあんなことにならぬようになりまふと、具体的にわかりやすく一回説明してください。

○伊藤(事)政府委員 事案の要は先生が御指摘のとおりだと思いますけれども、私もちよつと腑に落ちませんのは、アカヒゲというのは日本固有の種でございます。本来輸入されるはずのものではないと考えておるわけでございます。現在、特殊鳥類にもなつておりまして、本法案によれば国内希少種に該当するということにならうかと思つておるわけでございます。

ただ、国内産の鳥類を捕獲して飼養する場合に、現在足輪をつけておりまして、国内での違法捕獲防止という観点で整理するという意味で、輸入鳥について同様の規制をすることにつきまして、今後検討しなければならぬと思つております。

○寺前委員 ああそうか、これから検討か。わしも別に専門家でもないからよくわかりませんが、けれども、輸入証明書をもらつて鳥が来るわけでしょう。その鳥が死んで、ほかの鳥にこの輸入証明書を渡したらええという話になつていろいろ適当にやつておる。国内の鳥に標識をつけるのだから、輸入鳥についても全部標識をつけるようにするということをやつたらわかるのと違うのかいとか、素人的にはそんなふうには思ふんですが、そうもいかぬのですか。一体それはどうなつていますのや。この証明書方式だけでは僕はまた同じことが起こると思ふ。

○伊藤(事)政府委員 この輸入証明書というのは民間の団体が確認につけていふものでございまして、しかもそれをつけることによって輸入鳥に

見せかけておるというところでございます。そこに問題があるわけでございますので、現在国内鳥について使用許可したものは足輪装着を法律に基づいて義務づけている、それと同じようなことを輸入鳥にも義務づければそれは整理できるのではないかと考えているわけです。ただ、アカヒゲについては輸入というのがあり得るのかどうか、ここは一つ別の疑問として残ります。

○寺前委員 そうすると、輸入鳥についてもつけようという方向で検討は始まっているわけやね、そういうことやね。僕も素人的にもそう思う。何で輸入の方だけはしておらんのかいというふうな思つていたわけです。なるほど、それは一つ賢くなりました。

しかし、国際的な規制はそれだけで済みますのかい、ほかに方法はもう全然考えられまへんのか、そこはどうですか。

○伊藤(事)政府委員 このアカヒゲというのは、本来国内種でございまして輸入ではないわけですから、民間のものといひながら輸入証明書があり得るのかどうか、これは一つ疑問が残るわけでございます。

ただ、仮に輸入鳥と国内鳥を同じ種において区別する必要がある場合には、輸入鳥について個々に具体的に区別するために輸入鳥に足輪をつけさせるという方法が一つ有力な方法として考えられるわけですが、ただ理論的に言いますと、現在の鳥獣保護法で国内の鳥類を守るために輸入鳥に足輪をつけられるかというのが、ちよつと理屈なんですけれども議論として残つておるところでございます。いづれにしろそういう何らかの区別は必要であらうということで検討をしているところでございます。

○寺前委員 それじや大臣、一番最初に申し上げましたけれども、国際会議に臨むに当たつて、法律でちゃんとありますよということだけでは、法律があつたからといって事は積極的な役割を果たすわけではございませんので、ひとつ積極的に打つて出るんだということのために、喜んで指定

地域を受けた人が協力できる、その人たちに喜びを感じさせるような施策を具体的に検討してもらおうということを要望したいのですが、大臣よろしいですか。

○中村国務大臣 確かに、古都法を例に挙げられましたが、そうした対策も必要かと思えます。

ただ、私は先ほどから繰り返しお話しさせていただいておられますように、やはり自然環境保全、そして地球の環境の保全、そしてそれに基づくこうした野生生物の保護等にはコストがかかるんだ、そしてそれには守っていくんだという国民のコンセンサスがなければ実効あることにならない。そういうところをPR、また宣伝等に努めまして頑張ってもらいたいと思えますので、委員におかれましては、どうか御援助くださいますようお願い申し上げます。

○寺前委員 どうもありがとうございます。

○小杉委員 中井治君。

○中井委員 私どもの党は、この法案に賛成であります。

本日は、党大会が行われておりましたし、また今まで大蔵委員会で質疑をやっておりました。他の方の質問を聞いておりませんので重なる面もあるかと思いますが、ごく初歩的な質問になろうかと思いますが、お許しを賜りたいと思えます。順次、疑問に思うところ、気になるところだけお尋ねをいたします。

この法案は種の保存を図るということでつくられる法案であります。日本には大抵野生動物植物の種というのはどのくらい数があるのですか。

○伊藤(卓)政府委員 なかなかこれは数え方が難しいわけですが、哺乳類であれば百三十六種類、鳥類であれば百三十三種類、爬虫類であれば百三十三種類、両生類であれば百三十三種類、魚類であれば百三十三種類、昆虫類には約十萬種というように、植物でいいますと、これは維管束植物、つまり種子植物とシダ植物につ

いてでございますが、五千五百六十五種と数えられているところでございます。

○中井委員 大変な数であります。この法案では、絶滅のおそれのある種、こうなっておりますし、先ほどからおそれがあるということについてはいろいろ定義づけは難しいとお話もございましたが、いわゆる絶滅のおそれのあるものは全部指定していく、こういうふうな理解をしたいと思いますか。

○伊藤(卓)政府委員 私ども動物におきましてはレッドデータブックで示しておるところでございますが、絶滅危惧種、これはもうないわけでございますが、絶滅危惧種、危急種、希少種というふうな現存するものでは三つに分けられる中で、一番絶滅に傾いているという意味で絶滅危惧種を対象として考えているところでございます。

○中井委員 残さなきゃならない種であるとか何とかという判断はなしに、野生の動物植物で絶滅のおそれのあるものについては全部指定していく、こういうことですね。

○伊藤(卓)政府委員 残さなければならぬものというふうな判断、ちよっと難しいわけでございますけれども、専門家にいろいろ判断をしてもらいますけれども、絶滅のおそれがあるというものについては取り上げておまして、それが学術的にどの程度価値があるかとか、あるいはきれいであるか見かけが汚いかあるいは色がどうかとか、そういう細かいいわゆる通常言いますような価値ということには必ずしもとらわれていないということでございます。

○中井委員 そうしますと、大事な種類だとか、人間にとって親しみがあるとか、きれいだとか何とかということとじゃなしに、野生の動物植物の種で絶滅のおそれのあるものから順次やっていく、そしてそれを少しでもふやしたり残したりしていくことが自然環境の保護につながる、こういう発想の法案だと理解していいですね。

○伊藤(卓)政府委員 おっしゃるとおりでございます。

恐縮でございますが、先ほど申し上げました数字の中で、動物に關しまして私がちよっと例を出しましたので、昆虫が約十萬とか申し上げましたけれども、レッドデータブックでは約二萬九千というふうな書かれておまして、トータルで、動物類でいいますと三萬五千種くらいが取り上げられたものでございます。

○中井委員 この法案を見させていただきまして、基本方針を閣議決定をする、こうなると、内閣総理大臣が何か閣議決定をするようになっておられますが、これくらいのことをどうしてそんな環境庁だけでできずに内閣総理大臣まで引張り出すのか、ちよっとこのところはわからないのですが、これは環境庁の各省庁との調整の難しさ、こういうことですか。あるいはもっとほかの理由がありますか。

○伊藤(卓)政府委員 基本方針につきましては、閣議決定を経るということにはなりますけれども、決めますのは総理府の長である、内閣の長である内閣総理大臣ということになるわけでございますので、つまり環境行政の、環境庁の上にある内閣総理大臣という意味でございます。

○中井委員 別にこだわらるわけじゃありませんが、どうしてこういうことが環境庁でできずに内閣総理大臣の指定になってしまうのか、基本計画づくりになってしまふのか、そのところを御説明ください。

○伊藤(卓)政府委員 実は、環境庁というのは総理府の中に外庁としてあるわけです。したがって、いろいろな告示を出したり、決めるというのは基本的に内閣総理大臣の名において行うことになっていくということでございます。

○中井委員 この中で、国内希少野生動物植物種のうち商業的に繁殖させることができる種については、譲渡の事業を届け出でやる、こう書いてあります。私の方から簡単に考えれば、守るのですから、そういう業者さんがおって譲渡をするとかそういうことはどうなのだろうと実に単純に考えるわけですが、どんな種類であると、あるいは

はどんな種であると商売としてこういうことが届け出をしてやれるのか、具体的にどんなものを対象にお考えになっていらっしゃるのか、今そういう業者さんがおられるのか、実例を挙げていただきたいと思います。

○伊藤(卓)政府委員 この法案では、特定国内種というものがございまして、ここでは商業的に繁殖させるもの、それから国際的に協力して種の保存を図ることとされてないという、わかりやすく言いますと、いわば山に生えている野草みたいなものでございまして、非常に大事である。これをとることは規制したいわけでございますが、一般にはそれが栽培をして売られておるといったようなものがあるわけでございます。これは個々の移転について許可を求めるといことにいたしますと非常にとらえにくい。それ全体を悪としてとらえるのもどうだろうかということでございます。特定事業というところでその譲渡等の業務を行う者を通じてルートを押さえておけばその全容が大体つかめるという観点から届け出制度を導入したものでございます。

どういったものかを考えるかということでございますが、今までのいろいろな出ている例といたしましては、アツモリソウとかカタゲソウといったようなものが考えられるのではないかと考えております。

○中井委員 同じくこの法案の中で、生息地等の保護区あるいは監視地区とかいろいろな地域を指定する形になっております。この場合に所有者、財産上の権利を侵さないというような形の調整の条文もあるわけですが、これらの地区で、地域と相談をして指定をする、その指定をした場合に、所有者が買い上げてくれ、こう言ったときに、環境庁としては十分な予算措置ができておるのか。

また同時に、今までのいろいろな動物植物の保護というに關して、あるいは自然公園等に關して環境庁は既にお買い上げになったところもありま

が進んできたのか、またこれからどういう予算づけでこの買い上げというものを実行していこうとするのか、お尋ねをいたします。

○伊藤(卓)政府委員 まず、指定の際に直買い上げという仕組にはなっておりませんが、指定をする、そこでいろいろな行為規制が働いてくるわけでごさいますけれども、そういったときに行方規制にかかっているようなことができない、そのときには買い上げを申し出れば買い上げをするという仕組みは考えております。

さらには、指定を円滑に進めるために、特に大田事な地域については民有地の買い上げ制度というのが、先生御指摘のように国立公園等でございまして、こういったものを同じような形で導入するというのを考える必要はないというふうには思っております。現在の制度といたしましては、手元に詳しい資料はございませんけれども、たしか国立公園等大事なところを千ヘクタールぐらい購入しておる。金額で言いますと百億ぐらい累積をしておるところでございます。

○中井委員 また、この法案の中で、保存の取締官だとか推進員だとかいろいろな制度もつくろうとされております。一番難しいのは、どれくらい種を指定されて、対策をどれくらい期間でおやりになるのか。先ほどは五年というお話がございました。しかし、環境庁にもいろいろとデータはあろうかと思いますが、民間のデータというものをどれくらい今集められて、本当に五年の間に保護指定というものができてしまうのかどうか。

同時に、これは指定した後、環境庁の今の人数でこの種の絶滅を防ぐためのいろいろな対策は到底できるかと思いません。地域の人の十分な御協力、あるいは従来そういう運動をやったこと、それらについてどういような対策をとられようとしておられるのか。

同時に、今民間の人たちが経験的にいろいろと調査をなすたり、これからもしていただくわけでありましたが、国としてそういった指定した種や

地域でどういような定期的な状況調査をなさろうとするのか、こちらについてお尋ねをします。

○伊藤(卓)政府委員 種の指定あるいは保護区の指定に關しましては、やはりきちんとしたデータを持つということが基本でございまして、従来、いわゆるレッドデータブックの編纂に当たりましては学者の先生方のいろいろなルートを通じまして情報を得ておるわけでございます。

種についてはある程度マークできるものの、具体的な生息地については、先生方が必ずしも押さえてないものもあるし、大事だから出さなくていい、実はそれらを無理無理お願いをしてまとめ上げたというのが現況でございまして、それをさらに一歩進めて地域指定ということになりますと、そこにおける保護活動が伴わないとやはりとられてしまふとかいう不安が非常にございまして、したがって、いろいろなところで御説明する場合にも具体例を出すのは我々も非常に心配しながら出しておるわけでございまして、現に守られておるところは地域の活動に負うところが多うございまして、そういったものをできるだけ援助できるように、そういったことを考えたいし、それから法案の中にも、ボランティアでございまして、そういった保存推進員といったものも活用してまいりたいというふうなことを考えているところでござい

ます。いずれにしても、今後、予算措置等を通じてそういったものを強化してまいりたいと考えております。

○中井委員 今出したくない、そつと大事に保護したい、こういうお話でありました。私もふつと今思い出したのですが、昔私どもの近所でムラサキソウの野生地を見つけた人がありまして、新聞に僕が言えよと言ったら、絶対に言わない、自分だけで見るんだ、言うたら明るる日にもう全部とられてしまふ、こういうことを言われて、なるほどそんなものかなという思いがしました。しかし、こういうものを保護したり守つたり繁殖をさせたりというのには地域の人の御理解もいた

だかなければならない、こういう面もあるうかと思ひます。そういったところの調整をどういふうに役所が関与してやっていたのか、不安な面もありまして激励の面もございまして。その点で御答をいただきます。

○伊藤(卓)政府委員 まさにごもっともな点かと思ひます。私ももととしてはこの法律をできるだけ円滑に運用したいということで、この四十九条にも規定がございまして、定期的に調査をしていくためには、そういう調査のルートといたしまして、従来からお世話になっております緑の国勢調査におけるいろいろなグループ、それからレッドデータブックの調査に当たりました先生方のグループ、そういったものを十分尊重し活用させていただきますながら進めてまいりたいと思ひております。

○中井委員 そういふ地域指定等を含めまして、住民の意見を聞いたり、それから公聴会を開いたり、あるいは地方公共団体の意見を聞いたり、こういうことであります。どのくらい期間がかかるのだと言つたら、大体自然環境保全審議会の意見等も聞いて二、三カ月だといふお答えでありました。利害関係の意見を聞くと同時に、それらの地域を守つてきたあるいは種の保全に情熱を燃やしてボランティアでやりになつた方の意見というものを十分聞いて、期間ということだけではなしに、あるいは画一的なやり方だけではなしに、柔軟な対応でおやりいただきたい、このことを要望いたしますが、お答えいただけますか。

○伊藤(卓)政府委員 指定に要する期間、今二カ月ぐらいと御指摘ありましたけれども、恐らくそれは準備が整つて形式的に要する期間でございまして、それを本当にやるためにはかなりの時間、今先生がおっしゃつたように具体的にやつておられる方々の御意見も聞けば、また地元の所有者なり土地の利用関係、その度合いが複雑かどうかによりますけれども、いろいろな調整が必要だと思ひます。これは鳥獣保護区の設定等に当たつて十分今まで経験しておるところでございます。

で、そういったものも生かしながら、時間をかけてでも守るものは守つていくということではないと思ひております。

○中井委員 捕獲規制の規定がありますが、この中で学術研究等の目的で環境庁長官の許可を受けた場合、それから同時に、生命、身体保護その他やむを得ない場合を除く、こういう形になっております。かつてこの委員会でも、随分カモシカの捕獲問題あるいは野生の猿の問題、こういったことで議論のあつたところがあります。生命、身体保護その他やむを得ない場合にはこの捕獲ができる、こう読めるわけですが、この場合には、種の種類によつて違ふと思ひますが、許可を出すのはやはり環境庁長官ですか。

○伊藤(卓)政府委員 この法律の仕組みとして許可は環境庁長官でございまして、今のような人の生命または身体保護上やむを得ない場合といたつたようなそういうケースというのが、今回のこの絶滅危惧種についてあるほどに数が増えてくれれば、これはまた逆説的ですが、そういったものがたいていございまして、ただ、そういったものをふやしていくための指定あるいは保護事業の際にどういったとり方をすればそういった問題も起きないかということも含めて指定の段階で考えていきたいと思ひております。

○中井委員 最後に、こういう法案が出てきて、各党御賛成で通過するのでありますが、私どもも大変結構なことだと思ひますが、世界各国でこういう種の保全についてどういふ法律がつくられてゐるのだろうか。同時に、そういう世界各地のレベルと比べて日本のこの法律あるいは行政の今の種の保全に対するレベルというのとはどんなものだろうか、こんなことを最後に御尋ねをいたします。

○伊藤(卓)政府委員 種の保存という観点での立法例というのはいくらもありませんが、似たような例としてアメリカにございまして、今度生物多様性条約がうまくサミットでまとまりまして、それに応じて各国が国内体制を整備をしていくということになりますれば、それぞれの国

の状態によりますが、生態系の保全あるいは種の保全に応じた体制整備がなされるものというふうを考えております。

○中井委員 前にも委員会で申し上げたのですが、旧ソビエトで環境大臣と、環境委員会の派遣で行きましたときに、シベリア等でも何にも手のつかない本場に原始そのままの地区が二十数カ所、超自然公園みたいな形で指定されておる、ここにはどんな種があるかわからないし、何が出てくるかわからない、ここはソビエトの力では到底研究できないから、日本に任じて研究を助けてくれなという話があつて、委員会でも要請をしたことがございます。世界のレベル、国際協調ということも書いてございますが、十分国際協調をなさつて、世界的に恥ずかしい実りある実行ができますよう最後に要望しまして、質問を終わります。

○小杉委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○小杉委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小杉委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小杉委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、鈴木恒夫君、馬場昇君、斎藤節君、寺前巖君及び中井治君より、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。馬場昇君。

○馬場委員 私は、ただいま議決されました絶滅

のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案に対する附帯決議案につき、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文を朗読して、説明にかえさせていただきます。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法の施行に当たり、野生動植物の保護は、国民的関心事であることを踏まえ、さらに我が国の国際的使命の重要性にかんがみ、国際協力及び国際貢献の一環としての野生動植物の種の保存活動に資することを目的として、次の事項につき適切な措置を講ずべきである。

一「希少野生動植物種」及び「生息地等保護区」の選定に当たっては、国の内外また官民を問わず、有識者並びに各種機関の知見を積極的に徴すること。

一昭和六十二年、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律案」審議に際し、本委員会が採択した附帯決議を踏まえ、「国際希少野生動植物種」は、ワシントン条約附属書Iの種に限定することなく、同条約の効果の実施に資するよう、その範囲を定めること。

一「国際希少野生動植物種」として指定された種の個体については、部分及び派生物並びにそれらの加工品まで規制対象にするよう検討すること。

一「国際希少野生動植物種」及び「生息地等保護区」の個体につき、原産国への返還を含め、必要な措置をとること。

一「国際希少野生動植物種」で、学術研究を目的として輸入された個体及びその次世代以降の個体について、ワシントン条約の趣旨に沿った利用が行われるようその取り扱いに関する基準を設けること。

一「国内希少野生動植物種」の「保護増殖事

業」については、個体の増殖、生息環境の維持及び管理等を積極的に行うとともに、地方公共団体及び民間団体が行う保護増殖事業に対する技術的支援を行うこと。

一「希少野生動植物種」を始めとする野生動植物の種の保存のために必要な措置を適切に実施するための体制の整備に努めるとともに、科学的調査、研究を強化すること。

一絶滅のおそれのある野生動植物の種の現状を把握し、国民に対する普及啓発に積極的に努めるとともに、本邦内外の希少野生動植物を含む野生動植物の種の保存に関して、環境教育の視点からも積極的に取り組むこと。

一生物の多様性の重要性にかんがみ、海外の野生動植物の種の保存するため、原産国における個体及び生息環境の保護等に関し必要な技術、人材の育成その他の国際協力を推進すること。

一関係省庁及び地方公共団体等は、連携を密にし、野生動植物の種の保存の一層の推進を図ること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○小杉委員長 採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小杉委員長 起立総員。よつて、鈴木恒夫君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、中村環境庁長官より発言を求められておりますので、これを許します。中村環境庁長官。

○中村国務大臣 ただいま御決議になられました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。ありがとうございます(拍手)

○小杉委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○小杉委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

(報告書は附録に掲載)

○小杉委員長 次回は、来る二十四日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

平成四年五月六日印刷

平成四年五月七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局